

## 平成25年第4回長瀨町議会定例会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2
6月12日(水)	
○開 会	5
○開 議	5
○議案等の説明のため出席した者の紹介	5
○諸般の報告	5
○町長挨拶	6
○議事日程の報告	7
○会議録署名議員の指名	7
○会期の決定	7
○町政に対する一般質問	8
5番 関 口 雅 敬 君	8
4番 野 口 健 二 君	15
2番 村 田 徹 也 君	16
3番 板 谷 定 美 君	22
6番 大 島 瑠美子 君	24
9番 新 井 利 朗 君	25
○町長提出議案の報告及び一括上程	30
○議案第28号の説明、質疑、討論、採決	30
・議案第28号 平成25年度長瀨町一般会計補正予算(第2号)	
○議案第29号の説明、質疑、討論、採決	32
・議案第29号 工事請負契約の締結について	
○議案第30号の説明、採決	41
・議案第30号 長瀨町監査委員の選任について	
○発議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決	42
・発議案第4号 TPP(環太平洋戦略的経済連携協定)交渉参加に反対する意見書	
○議会運営委員会の閉会中の継続調査の件	43
○閉会について	43
○町長挨拶	44
○閉 会	44

○ 招 集 告 示

長瀬町告示第73号

平成25年第4回長瀬町議会定例会を次のとおり招集する。

平成25年6月7日

長瀬町長 大 澤 芳 夫

1 期 日 平成25年6月12日(水)

2 場 所 長瀬町役場議場

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（10名）

1番	岩	田	務	君	2番	村	田	徹	也	君		
3番	板	谷	定	美	君	4番	野	口	健	二	君	
5番	関	口	雅	敬	君	6番	大	島	瑠	美	子	君
7番	齊	藤	實	君	8番	野	原	武	夫	君		
9番	新	井	利	朗	君	10番	大	澤	夕	キ	江	君

不応招議員（なし）

## 平成25年第4回長瀨町議会定例会 第1日

平成25年6月12日(水曜日)

### 議事日程(第1号)

1、開 会

1、開 議

1、議案等の説明のため出席した者の紹介

1、諸般の報告

1、町長挨拶

1、議事日程の報告

1、会議録署名議員の指名

1、会期の決定

1、町政に対する一般質問

5番 関 口 雅 敬 君

4番 野 口 健 二 君

2番 村 田 徹 也 君

3番 板 谷 定 美 君

6番 大 島 瑠美子 君

9番 新 井 利 朗 君

1、町長提出議案の報告及び一括上程

1、議案第28号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第29号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第30号の説明、採決

1、発議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

1、議会運営委員会の閉会中の継続調査の件

1、閉会について

1、町長挨拶

1、閉 会

午前9時開会

出席議員（10名）

1番	岩	田	務	君	2番	村	田	徹	也	君		
3番	板	谷	定	美	君	4番	野	口	健	二	君	
5番	関	口	雅	敬	君	6番	大	島	瑠	美	子	君
7番	齊	藤	實	君	8番	野	原	武	夫	君		
9番	新	井	利	朗	君	10番	大	澤	夕	キ	江	君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長	大	澤	芳	夫	君	副町長	平	健	司	君	
教育長	宮	原	利	定	君	会計 管理 者	齊	藤	敏	行	君
総務課長	福	島	勉	君	税務課長	林	宜	子	君		
町民課長	野	原	寿	彦	君	健康福祉 課長	中	畝	健	一	君
地域整備 観光課長	齊	藤	英	夫	君	教育次長	若	林	実	君	

事務局職員出席者

事務局長	青	木	正	剛	書記	野	原	徹
------	---	---	---	---	----	---	---	---

◎開会の宣告

(午前 9 時)

○議長（野原武夫君） 皆さん、おはようございます。

本日、平成25年第4回長瀨町議会定例会に当たり、何かとご多忙のところ、議員各位にはご健勝にてご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

ただいまの出席議員は10名でございます。定足数に達しておりますので、これより平成25年第4回長瀨町議会定例会を開会いたします。



◎開議の宣告

○議長（野原武夫君） これより本日の会議を開きます。

上着の着脱は、ご自由をお願いいたします。



◎議案等の説明のため出席した者の紹介

○議長（野原武夫君） 本定例会において、本日の会議に地方自治法第121条の規定により、提出議案等の説明のため出席を求め、出席された関係者は、参与席にご着席の方々でございます。



◎諸般の報告

○議長（野原武夫君） ここで諸般の報告をいたします。

監査委員から、平成24年度2月分から4月分と平成25年度4月分に関する現金出納検査の結果報告を受けております。その写しを皆様のお手元にご配付してありますので、ご了承願います。

3月26日に、小鹿野町役場で「秩父地域議長会役員会」が開催され、議長大澤タキ江君、副議長新井利朗君が出席いたしました。

4月4日に、埼玉県県民健康センターで「埼玉県町村議会議長会役員会」が開催され、議長大澤タキ江君が出席いたしました。

4月10日に、「西武秩父線の存続・維持を求める決議書」を国土交通大臣、埼玉県知事、株式会社西武ホールディングス及び西武鉄道株式会社へ提出し、西武秩父線の存続・維持を議長大澤タキ江君、大澤芳夫町長が要請してまいりました。

4月12日に、埼玉教育会館で埼玉県議会「県立大学医学部設置推進議員連盟」による協力要請があり、議長大澤タキ江君が出席いたしました。

4月19日に、所沢市のセレス所沢で「埼玉県市議会議長会定期総会」が開催され、議長大澤タキ江君が出席いたしました。

5月23日に、小鹿野町役場で「秩父地域議長会定期総会」が開催され、副議長関口雅敬君ともども出席

いたしました。

5月27日に、埼玉県県民健康センターで「埼玉県町村議会議長会臨時総会」が開催され、出席いたしました。

5月30日に、秩父地方庁舎で「秩父地域基幹道路建設促進議員連盟」及び「水と森林を守る秩父地域議員連盟」役員会が開催され、副議長関口雅敬君ともども出席いたしました。

以上で諸般の報告を終わります。



### ◎町長挨拶

○議長（野原武夫君） 本定例会の開会に当たりまして、町長から挨拶のため発言を求められておりますので、ここで挨拶を許します。

町長。

○町長（大澤芳夫君） 皆さん、おはようございます。6月定例会開会に先立ちまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日ここに、平成25年第4回長瀬町議会定例会を招集申し上げましたところ、議員各位におかれましては、何かとご多忙の中をご健勝にてご参会を賜り、当面する町政の諸問題についてのご審議をいただきますことは、町政進展のため、まことに感謝にたえないところであります。

ここで、3月定例会以降における主な事項についてご報告申し上げます。

最初に、総務課関係について申し上げます。

皆野町大字金沢地内で発生しました盛り土崩落の対応状況等につきましては、本日配付いたしました資料のとおりでございますが、埼玉県は、去る5月29日に行政代執行法に基づき代執行を実施いたしました。これから雨季を迎えるに当たり、新たな崩落や河川の氾濫などの災害を未然に防ぎ、県民の安心安全のため、河川機能を回復させるため土砂を取り除く工事や新たに崩落を起こす危険のある土砂を安定させるための工事などを行うということでもあります。町といたしましても、今後とも埼玉県と連絡を密にし、関係地域の住民の皆様様の安心安全のため情報提供などを行ってまいります。

次に、西武秩父線の維持・存続につきましては、去る5月15日に、今後も継続的に西武秩父線が確保されるよう、地域を挙げて積極的に活用すべく、利用促進に主眼を置いた西武秩父線利用促進協議会を立ち上げました。協議会参加団体は、秩父郡市1市4町と埼玉県、いわゆる秩父地域振興センター、さらに1市4町の商工団体と観光協会であります。地域全体で連携してさまざまな事業を企画し、それを各分野の事業者に提案することによりまして、西武秩父線を今まで以上に多くの方々に利用していただくよう考えているところでございます。

また、アメリカ投資会社サーベラスによる西武ホールディングスの株式公開買付け、TOBが終了し、目標は大きく下回ったとのことでありますが、株式保有比率は全体の3分の1を超えたということでありまして、依然として予断を許さない状況であると認識をしているところでございます。

次に、健康福祉課関係について申し上げます。

去る5月12日に開催されました「第26回長瀬町社会福祉大会・福祉バザー」につきましては、議員の皆様を初め大勢の関係者のご協力をいただき、盛大に開催することができました。福祉バザーにつきましては

は、町内全域の各家庭や企業・商店から8,300点余りのバザー用品のご提供をいただき、6月11日の時点におきましては150万7,001円の売上金を得まして、大変な成果を上げることができました。売上金につきましては、社会福祉協議会の貴重な財源とし、有効に利用させていただきたいと考えております。

次に、地域整備観光課関係について申し上げます。

花の里実行委員会が行っている花の里・ハナビシ草園が5月31日に開園され、6月23日まで開園いたします。春の天候不順により生育がおくれぎみでしたが、関係者のご尽力により見ごろを迎えており、これから開花するものも多くありますので、大勢の観光客、町民の皆様にごらんいただきますようお願いしております。

以上、今定例会までの主な事業等についての報告を終わります。

さて、本定例会でご審議いただきます案件は、補正予算案1件、契約の議決案1件、人事案1件の合わせて3議案であります。

これらの案件につきましては、各議案が上程されましたその都度ご説明申し上げます。いずれも町政進展のため重要な案件でございますので、慎重にご審議いただき、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

以上、開会に当たりましてのご挨拶といたします。よろしくようお願い申し上げます。ありがとうございました。

---

◇

### ◎議事日程の報告

○議長（野原武夫君） 本日の議事日程をご報告いたします。

本日の議事日程は、印刷の上、既にお手元にご配付してあるとおりでございます。これに従って議事を進めてまいりますので、よろしくご了承願います。

---

◇

### ◎会議録署名議員の指名

○議長（野原武夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第119条の規定により、議長からご指名申し上げます。

7番 齊藤 実君

9番 新井 利朗君

10番 大澤 夕基江君

以上の3名をご指名いたします。

---

◇

### ◎会期の決定

○議長（野原武夫君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から13日までの2日間といたしたいと思いますが、ご異議



ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野原武夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から13日までの2日間と決定いたしました。



### ◎町政に対する一般質問

○議長（野原武夫君） 日程第3、町政に対する一般質問を行います。

お手元にご配付してあります一般質問通告一覧表の順序に従って発言を許可いたします。

なお、質問並びに答弁に当たりましては、要領よく、できるだけ簡単明瞭にご発言いただき、議事の進行にご協力いただきますよう特にお願ひ申し上げます。

それでは最初に、5番、関口雅敬君の質問を許します。

5番、関口雅敬君。

○5番（関口雅敬君） それでは、通告に従って質問をさせていただきます。

災害発生時の対応について、総務課長にお尋ねをいたします。東日本大震災が発生した際、日ごろの避難訓練の成果により、いち早く安全なところにたどり着き、難を逃れたとのテレビ報道があったのを記憶しています。当町では、災害発生時に備え避難訓練を行っている区がありますが、町との連携はどのようになっているのか、伺います。

○議長（野原武夫君） 総務課長。

○総務課長（福島 勉君） おはようございます。災害発生時の対応についてのご質問にお答えいたします。

災害発生時に備え避難訓練を行っている行政区と町との連携についてでございますが、行政区に設置されております自主防災組織が主体となって、ここ数年来、避難訓練を実施していただいておりますが、町では避難訓練だけでなく、自主防災組織で行う防災訓練全般に対する支援として、自主防災組織活動費補助制度による助成、訓練用の炊き出しセットの貸し出しなどのほか、ホース格納箱のホースを利用した放水訓練、消火器の扱い方、AEDの操作講習などを行う際の消防団員や消防署員の協力も行ってまいりまして、各組織で避難訓練等を実施しやすい環境づくりも進めております。災害発生時に備え、自主防災組織を高める避難訓練が各行政区で実施されることを期待しておりますが、1つの行政区では実施が難しいときは複数の行政区、地域が合同して実施していただくのも一つの方法ではないかと考えておりますので、ご協力をお願いいたします。また、避難訓練等につきましては、区長会議等の際にお願いしているところでございます。

以上でございます。

○議長（野原武夫君） 5番、関口雅敬君。

○5番（関口雅敬君） 今の答弁を聞きますと、私が聞きたいのは町との連携を聞きたいわけで、町はお金を出しているというような聞こえ方に私は感じます。お金を出したり、各行政区にお任せ。各行政区でやるのは、私たちも区長を中心だけではなくて、いろんな地域でやり方があるのだと思うのですけれども、私が本当に心配しているのは、例えば災害があったときに、みんなで安否確認をしながら地域の防災施設の決めてある場所に逃げていくのは、もうこれは当たり前だと思っています。3日間の食料も各家庭で備

蓄しながらといういろんな報道もあり、各家庭でも用意してあると思っています。

私が聞きたいのは、地域に投げてしまうのではなくて、町の職員の避難訓練、町の職員がここからどうやって避難するかではなくて、町の職員が町民の財産と生命を守るという文言からいけば、例えばそういう災害が起こったときに職員の作業の仕方、その訓練等が全員に行き渡っているかどうかを聞きたいわけです。

それと、町は防災組織ということで、県の補助金ですか、ミニ防災組織ですか。最高が30万で、各地域で何が必要かを検討して、例えば電源機が欲しいといったら電源機を買うお金、やっていますよね。そういうのを各地域ごとで、うちはこれが欲しい、うちはこれが欲しいと言って、みんな手を挙げてやったら、どのぐらいの予算になっていくのか。これは県から全部出るのだからいいのだよといえれば、それまでですけども、本当に災害が起こったときに、例えば川の向こう側、井戸、岩田についてはどうやって連携してやるかというのは、以前から町長も話をしているわけです。本体があるこの長瀬、上長瀬から矢那瀬まで、この地域ごとにいろいろ分けて、4地区、3地区でも構わないです。分けて、そういう何が必要か。三本の矢の話が今テレビでいろいろありますけれども、この災害についてのそういう備品関係。何が欲しいかといったら、うちのほうはこれが欲しいと言って、みんな同じようなものをそろえたって、本当に災害時、私は役に立たないと。だから、町が地域にもちゃんと口を出して、隣の区でこれがあるから、こっちはこれにしましょうとかという相談、全然ないのだと思うのです。今言う、区長会でお話ししていますと言いますが、地域によっては消防OB隊がつくってあって、そのOB隊がやっている地域もあるのです。そのOB隊のそういう会議は全然ない。区長会で話をしたって、区長の任期は1年のところもあり、2年のところもあり、輪番制になっているところもあって、本当にそれで大丈夫かどうか、私は心配しているのです。町の職員が、例えば防災担当の職員が決めてあると思いますけれども、その職員が来られなかった場合には全滅にならないかどうか。全員が心一つになって補助ができるのかどうか。その連携を聞きたいので、もう一度お願いいたします。

○議長（野原武夫君） 総務課長。

○総務課長（福島 勉君） 再質問にお答えいたします。

町の職員が災害時等にその体制がとれるかどうかということが1点あったかと思いますが、町のほうの地域防災計画というものがございまして、それにつきましては長いボリュームのある計画でございまして、基本的に各課が、町民福祉関係ですとか、土木関係の部、総務関係の部というのを分けてございまして、各職員がその部に張りつく、災害時は張りつくことになっております。当然職員のほうが異動等もございまして、毎年定期的に、その辺の自分の担当部署の確認等はさせていただいておりますが、今後もさらにその辺の徹底、また今後は計画だけ見てもらうだけではなく、その辺の実際の各部の中心になって対応はしていく方向性というのでも検討してまいりたいと思います。

また、補助制度等を活用して各地区に備品が整備されて、同じような備品がそろっているがというお話もいただきましたが、この辺につきましては昨年度から始めた制度でございまして、今後、備品等を整備するときに各地域等にはお話しし、情報等も提供しながら、こういう地域にはこういうのがあるのでということも伝えてまいりたいと思っております。

また、参集、当然災害につきましては、平日ですとか、夜間ですとか、休日ですとか、いろんな状況があらうかと思っております。また、災害の内容につきましても、規模も含めまして、地震ですとか、大雨、土砂崩れのおそれとかという、それぞれ状況に応じて対応は異なるとは思いますが、町のほうでもその

辺の業務継続の対応をどのようにするかということも、現在策定中でございます。その辺と地域防災計画等も整合をとりながら、今後また対応をとってまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（野原武夫君） 5番、関口雅敬君。

○5番（関口雅敬君） 今の答弁を聞いていると、私はこの防災については、町長はここで任期が切れるので、大澤町長にも最後コメントをいただきたいと思いますが、最初にやった時点から、いつでもこの議会の答弁は、今おっしゃったように、策定中です、考え中です。全然進んでいないのです。一步も前へ出ていないではないですか。

例えば県が防災計画を見直す、防災計画書を見直します。私たちのところへ全然来ない。この議会終了後は、いろいろ皆さんにもご意見いただきたいから集まっていただいて、ご意見聞きたいと言ったって、全然ないですよ。ただ、この議会で発表して、大勢の皆さんが聞いている中で、ああ、今のコメントでいってもらえば安心だなって思う方、いるかと思えますけれども、会議録をずっと最初から読んでいくと、全然一步も進んでいないですよ。足踏みだったらまだ、右足を上げたら右足が着地するからいいけれども、上げたままですよ。振りおろしているふうには私は見えません。全て地域に任せる。それだけで、危険地帯なんて結構あるのはご承知ですよね、総務課長もね。急傾斜地だの、いろんな危険地域がある。そういう中で、地域は地域でここは危ないというのは十分承知してわかっているし、総務課長言うように、消防署が関係する災害が起きたときには消防署へ連絡すればいいだけです。警察が必要だったら警察に電話すればいいのです。

私が言いたいのは、役場の職員がこれだけいて、災害時、今言うように、福祉は福祉の防災計画持っている。総務課は総務課で持っている。それから、地域整備は地域整備でいろんな役割分担持っている。その横のつながりやっていますか。私はいろいろ聞いたり感じることもあるのだけれども、役場は本当に縦割りだけ。

私たちによこしている災害防災計画書、あれなんか見たって、絵に描いた餅ですよ。本当にかまかします。だから、私は以前に、あそこの厚い計画書の中で私の出番は議員という立場でどこにあるのか。以前、副町長に私はここで言われたけれども、関口議員は特別職であるのだから、割りばしを持って口あけて待ってればいいのではありませんよというご指摘いただきました。だけれども、私が出ていく番なんて、あの防災計画で、中に書いてあるのかもしれないけれども、そんなの訓練にも何も、ここにいる議員だって、何をしたいか、わかっていないと思います。だから、私は今聞いているのです。あってから、終わってから、あのときこうにしておけばよかった、今後はこうにしますでは皆さんが困るから。

せつかく町であんな厚い防災計画書を配ってくれたので、県も防災計画書を見直しますという新聞発表があって、県が防災計画書を見直すから町も見直すのだという話、何回も出ています。その後、どうやって見直したという返事はないです。ただ、見直しがありますという発表はあるけれども、どうに見直しましたということがない。

今回は、先ほど言うように、県の補助金ですか、防災について最高30万、ありますよね、補助金。そういうので、各地域にいろんなものをそろえていくのは結構です。結構だけれども、例えば我が地域、あのところに細長い地域で、3区、4区あるわけです。それが、みんな同じものを欲しがって、電源機が必要だねといって電源機みんなそろえる。そういうのもきちんと指導しているのかどうか。1本ずつ矢が飛んできたって、ぼきぼきぶっかけられるだけです。3本がまとまって強くなるのだという話。そういう

面から言ったら、役場は私は考えていないのではないかなと思っている。だから、ここで聞かせてもらっているのだ。

私、今回、町長が任期満了になるということなので、ほかにもいろいろ質問を町長にしたいことはあったのだけれども、この防災については引き続きいろんな、どの方がやったって防災ってかわることだから取り上げました。総務課長がこの防災について一生懸命やっていれば、私、今回この質問なんかも出しません。こんな答弁を町民の方に聞かれて、恥ずかしくないですか。もう何回も同じ質問ですよ。だから、以前に県庁に私が行ったときに、歌にありますよね、あれが二重橋。私のほうを見て、防災の関口。言ってもわからないのかい、そういうことまで私も言われる。反対側は全然聞いていないから、そういう話になるのです。これは笑い話でやった話なのだけれども。防災について一生懸命聞いているのにもかかわらず、議会だけ答弁してしまえば、以前にある、やめた議員が言ったのが、台風一過で行ってしまえば、青空になって、それでいいのかというのがあったけれども、まさしくこの議会は、今、台風が行ってしまえば晴天になる。ここだけしのいでしまえばいい。会議規則で1時間。それではだめなのですよ、総務課長。

県の防災組織にお金が、各団体1回限りなのか、2回でも3回でも毎年もらえるのか、私がある区長に聞いたら、来年もまたもらえるかもしれないという話をしているので、こんなにお金が余っているのだったら、きちんとやればもっといい防災ができるのではないかなと思ったので、この質問入れてみました。役場がどうやって皆さんと連携するのだから、縦割り行政だけでやっているのでは本当に困ります。

私もOB団から質問されたのが、どうも守秘義務がついていて、例えば民生委員の方はあそこにお年寄りが一人で住んでいると知っているけれども、我々がそこへ行くのですか、まだそんな段階ですよ。そんな段階。だったら、もうちょっといろいろそういう健康福祉でも、地域整備でも、課長がそろって防災について本気で考えてもらわないと、地域の皆さんは、ここが危ないから一時避難所に避難して、広場に避難したり、畑に避難したりして、安否を確認しながら私どもの地域は長瀬げんきプラザまで逃げましょう。だけれども、そのげんきプラザに許可とってありますか。とっていないと思います。

げんきプラザは、はっきり申し上げますけれども、私が以前、総務課長は当時、新井総務課長です。そのときに質問したのが、げんきプラザ、あの当時青年の家です。について、白鳥荘とげんきプラザについては、消防関係者、自衛隊関係者があそこに常駐するので、逃げてくることは構いませんがというお話です。我々が今、災害が起こったから、げんきプラザが公共施設だから、あそこへ何とか逃げていこうとって、あそこの畑に一回避難しろ、安否確認、次はここだと決めてあります。それには、地域の消防OB隊がやることについては、町の人絡んでいませんよ。来てください、見てくださいなんて言いません、井戸は。そうやって行くけれども、本当に大丈夫なのかなって私は思っているのは、げんきプラザに町から多分言っていないと思います。逃げていったら、向こうで、それがどうしたんと言われたら、かわいそうだと思いますよ。本気になって本当に考えてやらなかったら。

だから、私が以前から言っている、ドラえもん公園、普通的时候は子供の遊び場。災害時になったら、その広場に一時そこに避難して、役場からここへ逃げてこいというのを待つ。安全を第一にしながら、役場からも指令が来るのを、OB隊、ここで待てというお話もしている。だから、以前、この一般質問で消防OB隊の方が、ここへ逃げてこいという指令は私には出せません、危なくて出せませんと言っている発言を私この議会でしたのを多分覚えてもらっていると思うのです。本当に気持ちこもっている一言なので。自分がここへ逃げてこいと言って、逃げてきたら、そこで事故が起こったのでは、その人の責任ですから。だから、そういうのを心配しているので、広場をつくってやったり、最終的にげんきプラザなら

げんきプラザにきちんと対応をお願いしておく。

私もうわさで聞いたのは、長瀨地区のほうでは、どこか薬局だとかに災害が起こったとき、その備蓄品を使わせてくださいという話を聞きました。だけれども、その店は町から言われていないと。その店の方から私は聞きました。だから、そういうのがあるから、町は本当に必要なら、コメリは別ですよ、コメリは提携している。セブンイレブンはセブンイレブンだけで、独自に自分たちの会社で災害時には品物を提供する、それやっているけれども、長瀨はそういうのをやっていないでしょう、役場が。げんきプラザについてもそうです。今現在だって、げんきプラザ、もうそろそろ民間に全部移行してしまうのではないですか。そろそろ期限が来るのではないですか。だから、早目をお願いをして、例えば川向こう、岩田の人だって、医新会のあの病院のあそこに広場があるから、あそこは安全だといえば、あそこでもいいですよ、町長が言うように。井戸について、急傾斜地が全部ですからね。だから、げんきプラザがいいのではないのかって、みんな思っているから、げんきプラザへ逃げたいとしても、許可がとれていないのではないですかというのがある。

だから、今言うように、整理すれば3つ大きなことがあるのです。避難していく場所のきちんとした指定。それから、防災隊についての補助金の使い方。みんな各地域だけで、この地域はこれが欲しいで、くれていたのでは、3本の矢、発射してしまって、1本ずつではぼきぼき折れてしまいます。3つが重なって助け合いながらやらなかったら。それから、町が職員間で知っている、全部がそういうことができるように。例えば、もし総務課長ができますよと言ったら、ここで議長に指名をしてもいいですかの許可をもらって、例えば誰かに振って、知っていますかと聞いたら、答弁、困ると思います。そういう大きな3点ありますから、総務課長にはきちんと、議会でここで発表するだけは誰でもできるのです。検討しています、検討中です。それを早くやってほしい。

町長、本当に任期がそろそろ満了になるので、この町長が任期中、私が議員になってから10年間ですか、町長とここで議論させてもらって、この災害について、町長ともずっとここでいろいろやらせてもらいました。その中で町長は、すぐやる、これはいいことだからすぐやるという約束もしているけれども、実際にまだ、振り返ってみれば、今のお話のように検討中、これから策定します、そういう状況なので、私のほうではなくて、向こう側を見て、いつの12月議会かわかりませんが、しっかりやれて、私のかわりに言ってもらいたいと思うので、最後に町長、総括でお答えください。

では、総務課長から答弁いいですか。

○議長（野原武夫君） 総務課長。

○総務課長（福島 勉君） 関口議員の再々質問でございますが、3点ということで、順が逆になってしまうかもしれませんが、お答え申し上げます。

まず、第1点の避難場所、町内33カ所指定させていただいておりますが、お話しいただきましたげんきプラザにつきましては、数年前に町と、当時は県、指定管理者以前だったと思いますが、場所を借りる文書のほうを交わしてございます。体育館の鍵等もお借りしてございます。その後、指定管理者になりましたので、私のほうも所長さん等にご挨拶に伺ったり、定期的にはしております。指定管理者になっても、同じような避難場所の提供ということをお願いしているところでございます。

そのほか、先ほどお話も出ました岩田地区の老人保健施設ですとか、矢那瀬地区、孤立する可能性がございますので、一宿泊の施設ですとか、あとは福祉施設等につきましても、町のほうから口頭ではお願いしておりまして、その後、文書で、一時避難所、福祉避難所としても交わさせていただいております。今

後は、そういう地域住民のほうにそういうことを交わしたということも流していかなくてはいけないとは感じておりますが、現時点では施設等の使用等については文書等で交わしてございます。

また、補助金の使い方というのでしょうか、県の補助制度というお話もいただきましたが、昨年からは基本的に町の補助金ということでございます。条件を整えば町の補助も、町のほうが逆に間接的に受け入れることが可能でございますが、なかなか条件に合致しないケースがありますので、単独の補助制度でございます。この制度につきましては、防災用の資機材、備品等を整備する際ですとか、あと啓蒙、啓発を図る際の補助制度ということで、防犯も含めた形で制度をつくらせていただいております。備品等につきましては、初年度につきましては20万が限度で、補助率といたしましては4分の3でございますが、2回目以降、2年度以降と申しますか、その場合は2分の1以内、10万円の限度ということで、補助金の予算のほうは措置してございます。

確かに隣の地区、防災組織に同じようなものがあったらというお話も、ごもっともなご意見かとも思いますので、今後、備品等の要望、申請等がある際は、その辺、この地区にはこういうのがあるから、違うもの、どうですかというような情報等は可能な限りしてまいりたいと思います。

また、職員の避難等、災害等に対する対策の横の連携ということでございますが、具体的に幾つか申し上げますと、要援護者の支援につきましては台帳というのは整備してございまして、地域の民生委員さん等を中心に台帳等を定期的に更新していただいております。これらの情報につきましては、平常時につきましては総務課のほうも情報をいただいております。また災害等が発生した場合というのは、各地域の自主防災組織ですとか、また消防団等にも提供してまいれるということで、それぞれ同意をいただいているものでございます。

また、土砂災害等、かなり長瀬の場合は四方が山に囲まれておりますので、急傾斜地等も含めまして、土砂災害が心配される地域でございます。県のほうで調査等を進め、またそういう指定等も順次進めておりますが、これにつきましても地域整備の担当、また県等とも連絡を密にして、新たなものを総務のほうでも情報提供をいただいておりますので、将来的にはわかりやすいマップ等という作成も進めていかなくてはならないと感じておりますが、まだ最終的に町内が全て整っている状況ではございませんので、それらの結果を待っているところでございます。

このように横の連携がなかなかできていないのではないかとこのお話もいただいておりますが、課長会議等を通したり、個別の課と話の中でできる範囲で、できる限り横の連携を密にしているところでございます。

以上でございます。

○議長（野原武夫君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） 関口議員の質問にお答えいたします。

今、総務課長が概略についてはご説明をしたとおりでございますが、よりスピードアップをして地域の安心安全を守るということが、町にとっては大切なことでありますから、その点につきましては督励をして頑張ってやっていただくようにしたいと思います。

一つ、議会の皆さんにご提案を申し上げますが、せっかく議員の方が10名おいでになるわけでございますが、理論闘争を町と議会がしているだけでは物事は進まない、そういうふうな今つくづく感じました。ですから、例えば議員の中でも災害対策特別委員会とか、そういうようなものを立ち上げていただいて、常時、町の災害についての検討をしていただき、ご提案をいただくような、そういう組織をぜひ、なるべ

く早くつくっていただいて、個人の意見ということではなくて、議会全体の意見としてご提案をいただくような、そういう制度をつくっていただいて、町の執行部と親密な意見交換をしていただくと。その結果をまた議会でお話をするということについては、私は結構だと思います。その前の段階をひとつぜひお考えをいただければありがたい。そして、町の安心安全を守るのは、町の執行部だけではなくて、議員の皆さんも大きなそのパートを背負っているわけですから、その辺もご認識をいただいた上でお力添えをいただければありがたいと思います。

○議長（野原武夫君） 総務課長。

○総務課長（福島 勉君） 失礼いたしました。ちょっとご質問に全てお答えしていなかったかと思いますので、お時間いただきたいと思います。

災害等の協定とか、災害時に協力してもらおう組織、団体、会社等につきまして、先ほどコメリさん等のお話をさせていただきましたが、そのほかレンタル業者のコーエイという会社がございます。そのほか三国コカ・コーラですとか、トラック協会さん、あとは実際家屋調査等していただく土地家屋調査士会等、あと電気工業組合、その他いろいろ官公庁も含めまして、農協さん等も含めた協定というのを、防災だけに限らず防犯等も含めて結ばせていただいております。

以上でございます。

○議長（野原武夫君） 3回やっているか。

5番、関口雅敬君。

○5番（関口雅敬君） では、短くいきます。おまけだそうなので、済みません。私も終わりだと思ったので。正直に言います。4回目です。

総務課長、さっき言う避難所の33カ所、34カ所、言っていましたけれども、それについては、大雨やそういうときの避難所だと役場は言ったと。これ、会議録に書いてありますから。本当の災害時、今の各行政区の公民館で避難所になるかどうか。いやいや、首かしげているけれども、それ、私がやった質問でやっているのだから間違いはないのです。もしあれだったら、例えば今言う公会堂、公民館が災害時の災害の指定場所だと言ったら、確認、全部とってありますか、危なくないように。結構危ない場で、あそこ水がつかののではないか。それもやっぱり新井総務課長が参事のときに私にそれ答弁していますから、間違いはない。

だから、今言う避難所の三十何カ所を総務課長がもし信じているのだとしたら、ちょっと考え直さないと、危険な公民館、公会堂が多いですよ。一生懸命我々地域だって、何でさっきげんきプラザって出たのかはおわかりだと思うのだけれども、井戸地区について、4地区の公民館。例えば風布なんて、すぐ崩れてしまうような、あそこ一番危険地域です。上郷は今、町長にいろいろ指導していただいて、急傾斜地の工事、行ってもらっています。中郷については、比較的、裏の山が低いから比較的安心かなと思ってはいますが、下郷だって、そういう急傾斜地の話でいけばレッドゾーンに入っていますから、そういうことを確認すれば、今言うように三十何カ所指定したからといったって、全然安全な場ではないので、この前の議会でも私は言いましたけれども、やっぱり学校が拠点になって、そういうところをちゃんと整備して、そういうところに備蓄品も配備をし、そこに逃げていけるようなシステム、行動計画をつくって、今考えていかなかったら、本当に危険なところに逃げていくような羽目になるので、本当に考えてもらいたいというのが一つです。

それから、げんきプラザ、そういう協定を結んでもらっていて、本当にありがたいと思いました。今発

表ですよ、総務課長。今発表。私たちはそんなの、協定結んでいるなんて、私たちこの議会で誰も知らないですよ。私から後ろ側はげんきプラザは消防、自衛隊、そういう関係者が常駐するのだという発表は聞いていますけれども、げんきプラザが契約結びましたという話、今初めて聞いたので、今後は、うちのほうのOB隊長にも、げんきプラザは、もう許可もらってあるから、あそこへ何とか安全にみんなで逃げられるようにするように話したいと思います。そういう発表も必要ですから。学校に逃げてこい、学校の校長がだめだとは言わないでしょうけれども、学校に逃げてこいとか、そういう話をしてやってください。

では、総務課長、最後にして、議長、これでありがとうございます。4回目なので。

○議長（野原武夫君） 総務課長。

○総務課長（福島 勉君） 関口議員の最後のご質問にお答えさせていただきます。

避難所33カ所でございます。確かにおっしゃるとおり木造の古い家屋等の集会所、公民館等でございますので、大災害、大規模な地震等が起きた場合はどうなるかという不安は承知しております。ただ、災害の規模ですとか内容等によっては、一時的な避難場所としての機能はなせるのかなという考えは持っています。ただ、大規模になっていたときは次の避難所といたしまして、議員のおっしゃるとおり学校ですとか公民館、またげんきプラザ等の堅固な建物等への避難というのを、これは二次避難的な場所として、当然町では考えておるところでございます。

以上でございます。

---

○議長（野原武夫君） 次に、4番、野口健二君の質問を許します。

○4番（野口健二君） おはようございます。野口です。

休憩用ベンチの設置について、地域整備観光課長にお伺いします。ゴールデンウイーク期間中の5月3日から5日まで、前年より9万人多い21万人の観光客が長瀬町に訪れたと新聞報道がありました。宝登山参道を歩いている人の数も多く、特に高齢者の中には、参道を一気に登るのではなく、途中で一休みしている様子が多く見受けられました。そこで、高齢者や体の不自由な人たちのために、参道のところどころにベンチを設置したらいいかと思いますが、お考えをお伺いします。

○議長（野原武夫君） 地域整備観光課長。

○地域整備観光課長（齊藤英夫君） 野口議員の質問にお答えいたします。

本年度のゴールデンウイークの観光客数は、好天に恵まれた結果、前年比約75%増とのことであり、東日本大震災前の数字に戻ったとも伺っております。宝登山参道にベンチを置く考えはあるのかとのご質問でございますが、設置する方向で検討をしております。

ことし11月16、17日の2日間、第37回全国育樹祭が埼玉県で開催され、その式典がくまがやドームで行われる予定です。その式典で使用される3人がけの木製ベンチ1,140基を育樹祭終了後に希望する市町村へ無償配布するとの通知が4月上旬にあり、長瀬町でも80基を要望しております。希望市町村が多く、数量の決定はまだございませんが、ただけましたら、ご質問の宝登山参道につきましては、歩道の状況等をよく調査し、通行の妨げにならずにベンチの設置が可能かを検討し、設置してまいりたいと考えております。いただける数にもよりますが、ほかには宝登山の山頂までの参道や公共施設を中心に設置する計画でございます。



以上でございます。

○議長（野原武夫君） 4番、野口健二君。

○4番（野口健二君） 早速、私の意見を通らせていただきまして、ありがとうございます。今後とも、私も大きいことは言えませんが、小さいことをとところどころお伺いしたいと思いますので、よろしくお願ひします。

---

○議長（野原武夫君） 続いて、2番、村田徹也君の質問を許します。

○2番（村田徹也君） 2番、村田です。

町長、在任期間中の町行政について、町長にお伺ひします。3期12年間、町長在職中の町行政ですが、日本経済の低迷期にあり、当町の財政も逼迫している中、町行政のかじ取り役として、辛苦は絶えなかったと推察します。そこで、町行政を担われた中で大きな成果を上げられたこと、成果を上げられず悔いを残してしまったこと、さらに今後の町発展のための施策があるか、伺ひます。簡潔明瞭によろしくお願ひします。

○議長（野原武夫君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） 村田議員のご質問にお答えを申し上げます。

今、成果だとか、それからやり残したこと、そういうことは、いつの時代にも、誰でも思い残すことがいっぱいあると思いますが、はっきり申し上げまして、成果だとか実績というものについての評価というのは、私がするものではなくて、皆さんが評価をしていただくかどうかというのはお考えいただいたり、ご発言をいただくことだろう、そういうふうに考えています。ですから、まことに申しわけありませんが、そのことについては、ただ、やり残したことについていろいろ、非常に、これはやりたかったかなというような思いはずっと持っているものがいっぱいありました。

実は地域整備観光課長と1年間いろんな検討して、副町長とのご協力もいただきまして、新しく委員会を立ち上げました。これは私が任期が近いからやめようかなという思いもありましたが、町の行政というのは一日一日たゆまなく続いているということが事実でありまして、新しいトップがどなたになるかは別にいたしまして、その検討課題の中で、たたき台をつくっておく必要があるだろう。そんな思いを持って、6月6日、つい先日ですが、魅力あるまちづくり総合整備計画検討委員会というのを立ち上げました。第1回の会議を6月6日に行ったところでございます。こちらからいろんなことについて、例えば雇用促進住宅の問題、それから南桜通りの問題だとか、そういうものについてのご提案はこちらから申し上げ、そのことについてどういうふうにしたらいいのか、これからの町の発展策をどうしたらいいのかというようなことについても検討をいただくことになりました。第1回の会議は成功裏に終わったのではないかな、そんな思いを持っておりまして、これから新しくなられます皆さんが、いろんなことについて、私のやった12年間というのは、あっという間の12年間でしたが、その中でやったこと。細かいことについては、先ほど申し上げましたように、皆さんにお任せをいたします。これから先のことについてのほうが大切ではないか。そのことについては新しい人に、そして議会の皆さんにご協力をいただいて、いろんなことについて町の発展策をお考えいただくというのがありがたいな、そんな思いを持っておりまして、私の口から、よくやったというようなことを、本当は言いたいわけですが、そういうことについては、まことに申しわ

けありませんが、発言を控えさせていただきたいと思います。

○議長（野原武夫君） 2番、村田徹也君。

○2番（村田徹也君） 予想に反して大変謙虚なといいますが、真摯なご答弁で、町民がそれを判断するというお言葉だったのですが、細かい点についてちょっとご質問させていただきます。

まず、長瀨町は多分、数字的に間違ったら申しわけないのですが、2003年に8,707人あった人口が、2013年4月現在7,673人と、約10年で1,000人減少したという現象です。町長は前回議会でも、若者定住をメインにしているというふうなことを言われましたが、ただ、それについては具体策に欠けていたのではないかと私は思います。これから雇用促進住宅とか、そんなふうなものも出てきますが、まず若者が定住するには、やはり職場の確保ということ、または通勤路の確保とか、そのようなことができないと定住というのは難しいのではないかなと思います。そういう点で、前回、ホンダさんができるからというふうなご答弁もいただきましたけれども、それは他力本願ではないかと。寄居町にもっともっとアタックしてとか、寄居皆野バイパスあたりを、410円、往復820円かかっているのを、何とか秩父地域連携して、地域住民は100円ぐらい、せめて往復で200円ぐらい、そんなふうな努力をすれば若い人たちも通勤も便利になると。そんなふうな、ちょっと具体的なことが不足していたのではないのかなという感じがしますが、その点1点。過ぎてしまったことと答えられたら仕方ありませんけれども。

2点目は、やはり役場職員の人数と定数というのですか、これは県平均とか、1,000人当たりの職員数は平均を上回っていると私は思います。昨年6月議会で質問しましたが、町民とともに考え行動し、成果を喜び合える職員ということで、役場職員像を確立、提示したらどうかというお話をしたのですが、ちょっと役場庁舎内にはそういうものが掲示していないと思います。私、役場職員ではないので、わからないのですが、中で、例えば何か要望とかあったときに、なかなか窓口の人がすぐ動いていただけないという事例が幾つかありました。そんなことについて、今の状況では役場職員がすぐ、ある程度行動に移せるというふうな資質を役場の中で育成というのですか、養成できていないのではないかなと思いますので、その2点について再質問をお願いします。

○議長（野原武夫君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） お答えいたします。

職員が住民のニーズに対して即行動するということは、それは役場の職員の基本的な第一歩の仕事だというふうに考えています。これが皆さんから見て、非常に第一歩が遅いということでもありますということは、私の指導不足ということになると思いますが、これも遺言として職員に伝えてまいりたいと思います。

それから、人口減少につきましては、小さな町の人口減少というのは今全国的に非常に多いわけございまして、長瀨町もそれを何とか食い止めようといつて、いろんなことやりましたが、やっぱり財政的な問題だとかありまして、二小区域に、齊藤議員がいろいろご心配いただいて、土地を探したりなんかしましたが、なかなかうまくいって見つかりませんでした。その間に雇用促進住宅の件が出てまいりまして、運よく長瀨町でそれを買取ることができました。それを具体的な計画として、先ほど申し上げました委員会でこれから検討していただき、なるべく早く手をつけていきたいというふうに考えているところでございます。新しい方向性について、私たちは原案をご提案申し上げましたが、そのことについての議論はこれから始まるところでありまして、その辺は期待をしていただいているのではないかな、そんなことでございます。

それから、有料道路の無料化につきましては、これはもう、しばらく前、4年前だと思いますが、岩崎

県議にお願いをいたしまして、彼が県庁に通うのに毎日あそこの有料道路を通っているという話があって、相談をしました。その結果、県のほうは多少金額は減らしたようですが、無料にするのにはまだ時期尚早というようなお話をいただいたということでございます。しかし、これは諦めることなく、有効に活用するための道路ということを考えますと、やっぱり無料化というのは大切なことであります。しかし、県のほうはかなりかたい守備をしているという県議のお話をいただいておりますが、宝登山の植栽も、絶対切れないという木を切ることができたような状況でありますから、諦めることなく県議にも引き続いてお願いをしているところでございます。そういうような状況で、結果が出てこないというのはまことに残念でございますが、これは先に期待をするしかないな、そんな思いを持っているところであります。

そんなことを考えておりますが、先ほど申し上げましたように、12年間というのを考えてみると、随分長いような気がいたしますが、過ぎてみると、あっという間なような気がして、私の力不足をつくづく反省しているところでございます。

そういう中で幾つか拾って申し上げれば、例えば長瀨町が、私が就任したときは税金の徴収率が埼玉県で断トツのびりだった。これは大変だということで、県のほうから指導する税務課の職員に4年間来ていただきましてご指導いただいたわけでありまして。今おかげさまで、真ん中より少し下ぐらいの徴収率になりました。そういうような状況。それから、滞納整理につきましても、非常に大口がいっぱいあったのを、まだこれは解決はしておりませんが、かなり減額になったというようなこともありまして、税務課の職員には本当に日夜を問わず頑張っていただいて今日まで来たということについては、非常に感謝を申し上げます。

いろんなことを申し上げると非常に長くなりますので、基本的なことにつきまして、先ほど申し上げましたように、評価をしていただくか、いただかないかは皆さんにお任せをいたしまして、私はこの辺で答弁を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（野原武夫君） 2番、村田徹也君。

○2番（村田徹也君） 今まで本当にご苦労さまでしたという方に、もう一点質問させていただきます。

これだけは答えていただきたいのですけれども、これも額がちょっと心配ですが、確かに実質公債費比率は16.9%に下がったとか、そのようなことありますが、起債残高がやはり平成16年度が多分24億7,000万円、24年度が33億4,000万円、町長は先日31億だよと言ったので、私の間違いか、大変勉強不足ですが、この起債残高がふえた。これについても交付金で返してもらえるのだというようなことありますが、実質的にはやはり起債残高がふえたということは間違いないと。例を言えば、今年の償還金よりも25年度の償還金のほうが多くなってしまっていると。これは、たまっているからですよ。国の借金が国民1人800万円を超えると。長瀨町を33億で計算すると1人当たり、子供も赤ん坊も1人当たり43万円の借金を背負っているというふうなことになります。これからいろいろな事業をやっていた場合に、果たして補助金とか、そういうふうなもの、交付金で賄われるかという町政でよかったのかどうか。

あと一点だけ、委託料が大分ふえていると。今年度の予算の中で約2億3,500万円、委託料がかかっている。これはいろんなことが委託ということで、仕方ないのかなという気はしますが、やはりこれも減らしていく必要があったのではないかなと。概略の数字、私の計算ですので、間違っていたら済みません。

以上についてお答え願います。

○議長（野原武夫君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） お答えいたします。

起債の残高が33億、34億になったということは事実でありまして、これはこの前ご質問にお答えをしたことがあります。何とか対策債という、臨時財政対策債とか教育対策債とか、そういう対策債とつく借り入れの方法があったのを長瀬町は使っていませんでした。これは調べてみたら、元利償還については後年度交付税算入とあって、交付税でその元利償還金を国のほうで見てくれるという制度だというのがわかったわけでありまして。ですから、何でこれを使わないのだろうと言って、私はそれを全部使い切れということでやりました。だから、借金が多くなったというのは、その金額が20億弱、多分あると思うのです。例えば20億で計算すると、100%と言っているけれども、実質的には100%にならないのではないかなというのが事務局の話であります。70%で私計算しますと、70%でも、二七、14億円は国で交付税算入があるという見方でありまして。そうすると、34億から14億引くと最初のときと変わらないという、計算上はそうなります。私は、これで大丈夫、実際は100%後年度交付税算入という文言がついているわけです。それを70%で見て計算をして、ふえていないという思いを持っています。絶対的なものではないなというふうに思いますが、国で行っている制度ということであれば、まんざら100%、うそでもないだろう。それを信用、信頼して、その融資制度を使わせていただきました。この金額がふえたことについては、私の責任であります。しかし、そういう今のような状況で交付税算入ができれば、借金は必ずしもふえていないというふうに私は確信を持ちたいところであります。

以上、細かいことについては総務課長のほうからお答えいたします。

○議長（野原武夫君） 総務課長。

○総務課長（福島 勉君） 村田議員のご質問の若干の補足のお話をさせていただきます。

まず、1点目の借金残高につきましては、議員もご存じのとおりでございますが、臨時財政対策債という、本来交付税で措置されるべきものが起債という形で行われているのが、現在約6割ぐらいございます。それを単純に差し引きますと、十三、四年当時よりは減ってまいるところでございます。ほかの起債につきましても、できるだけ有利な起債を、町長の方針といたしまして、先ほど答弁していただいておりますが、貸し付けたり、また低利の貸し付け等、低利の貸付金、また一般市中銀行等もできるだけ安い金利で借りるように、この間、していただいております。また、道路など建設事業の長期間使用するものにつきましては、やはり後年度の負担というのは必要かということで、有利な起債をできるだけ使っておったところでございます。

そのほか委託料がふえたのではないかとということでございますが、委託料と申しまして中身がいろいろございまして、福祉関係の保育所の措置の委託ですとか、そのほか福祉関係、そういうのが数千万というのもございます。そのほか、町のほうの本来職員がやればいいものもあろうかと思っております。しかし、最近はいろいろ技術的なものですか、資格を持っていないとできないものもございまして、やはり餅は餅屋に任せたほうが、安く確実なものができるという考えもございまして、当然職員でできるものはしておりますが、その辺は行革の中でも町長のかげ声のもと、職員も掃除をしたり、トイレ掃除をしてみたりやっておりますが、やはり専門家でないといけない分はございまして。そういったことで、委託料というの伸びているというか、ふえている状況かと思っておりますので、職員がまた減ってまいりますと、今後委託料というの、そういう専門家に任せる状況も起きてくるかと思っております。

以上でございます。

○議長（野原武夫君） 2番、村田徹也君。

○2番（村田徹也君） 続きまして、農業振興について地域整備観光課長にお尋ねします。

今、日本は、TPP交渉参加を前提に進んでいます。このまま参加するとなると農産物生産者は大打撃を受けるとするのは必然です。そこで、当町では農業振興のためにどれだけ予算化し、どのような施策を行っているのかを伺います。

また再質問しますので、簡単をお願いします。

○議長（野原武夫君） 地域整備観光課長。

○地域整備観光課長（齊藤英夫君） それでは、村田議員のご質問にお答えいたします。

長瀨町の農業振興のための予算、どれだけかということと、どのような施策を行っているかというご質問でございますが、平成25年度当初予算につきましては、3月議会でご承認いただき、農林水産業全体で4,098万5,000円、そのうち農業振興費は367万3,000円を計上させていただいております。農業振興費につきましては、前年比62万3,000円の増となっております。

農業振興に関する施策でございますが、本年度は遊休農地の解消に向けた果樹等の苗を植えていただくための苗木の補助、それや6次産業を推進するための地域特産物開発事業補助金の交付事業を主に行ってまいります。これからも遊休農地の拡大抑制や解消、特産品の開発に力を入れていきたいと考えております。

また、現在、人・農地プランの策定中でございます。この計画ができた段階でどのような対策を立て、どのような事業を実施するかが、ある程度見えてくるものと考えております。また、TPP交渉がどのような方向に向かうかなどを見定め、遊休農地の解消や特産品の開発を含め、今後の農業振興に関する施策を県を初め関係機関等とご指導賜りながら検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野原武夫君） 2番、村田徹也君。

○2番（村田徹也君） 今、課長のほうから説明ありましたが、これは前回議会で出たものなのですが、その中で特に、いいですか。農業振興費、約367万円ですよね。みどりの村管理費、これは農林水産業費の中へ入っているのです。みどりの村再生管理費1,200万円ですよね。これは367万に関して、みどりの村管理費が1,200万円。違うのではないのという感じがします。宝登山の古損木除伐再生事業委託料、これが林業費の中で525万円あるのです。これも予算として農業振興費367万、正式な。ということは、これはやはり農業振興やりますという予算ではなかった。あのときも私、反対しましたが、反対というか、質問しましたが、ちょっと少な過ぎるのではないかなと。今、課長が、遊休農地を解消するというふうなこと。それから地域ブランドとか6次産業と言いましたが、実際には地域特産物開発事業費補助金は100万円です。これでできるの。長瀨町が数年たったら、長瀨町の特産品はこれですよということがやっていけるのでしょうか。その見通しがあるのでしょうかということ。それから、これも以前から言っていますが、高齢者が自分の畑で作物を収穫したと。それを売るところがないというふうなことで、やはり中山間地域では農地が非常に点在して小さい。大規模な農業はできないと。したがって、収穫物をどこかで売るところ、そういうのをつくってもらったら遊休農地も減るのではないかとありますが、以上の点について課長に質問します。

○議長（野原武夫君） 地域整備観光課長。

○地域整備観光課長（齊藤英夫君） それでは、村田議員の再質問にお答えいたします。

まず、特産品開発の100万円でございますが、これで特産品ができるのかどうかということでございますが、これもことし初めての事業でございます。ことしの方向を見ながら、また来年、再来年と、もう

まいものができなければ、来年、再来年、いろいろ繰り返しながら開発をしていきたいと考えております。何しろことし1回目、ことし初めての事業でございますので、どうなるかというのが、まだ見えない状況でございます。今、要綱ができて、これから募集をかけるところでございますので、その状況を見ながら、またどういうふうにするか、検討してまいりたいと考えております。

それと、もう一点、販路の拡大というか、整備でございますが、これも先ほど申し上げましたとおり、人・農地プランがことし作成になる予定でございます。その中で、農産物の販路についても、その中に対策として入ってくると思っております。その中でどのように販路を拡大するか。また、例えば農産物直売所をどの辺につくるかということも含めて、その計画の中で考えてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（野原武夫君） 2番、村田徹也君。

○2番（村田徹也君） ただいま課長の答弁で、人・農地プランで直売所も考えていきたいというふうなお話がありましたが、予算的にはかなりかかると思うので、それだけは厳しいと思うのですが、いかにしても、国道を走ってもらってもわかると思うのですが、上長瀨から長瀨、それから野上、樋口、矢那瀬地区へと抜けていくと、樋口地区を過ぎて、人口も少ないというのものもあるけれども、もしも矢那瀬のあたりに直売所でもあったら、観光、外部の人も絶対寄ったりするということは考えられるのですが、そんなふうなことも検討していただきたいと思います。

さて、日本では食料自給率が金額ベースで66%、カロリーベースで39%しかないというようなことで、これで10年後にTPPで参加したら14%に下がるというふうなことを見越されています。そうすると、要するにますます農業に携わる人がいなくなってしまう。そのために政府は農地の集積ということを言っています。そうですよね。安倍総理大臣は、10年後に農業者の所得を増倍するというふうなことを言われました。町もそれを受けるとは思いますが、増倍ということは倍になるのですからね。そのために町として、そのことを捉えてどういうふうにやっていくのかという長期的な展望があるのかどうか。ただし、農地の集積については、日本の中の70%は中山間地域だから無理だよというふうなことになっています。だから、多分考えたら長瀨の場合も非常に無理があるのではないかなと。ただ、そんなふうなところも集積をしていくのかどうかというふうなことをちょっとお願いしたい。

あとは、後継者不足とか、低収入というふうなこともあるかと思うのですが、それについて長期的にこういうふうにやっていきたいというものがありましたら、いや、人・農地プランですよとかでなくて、よろしく願います。

○議長（野原武夫君） 地域整備観光課長。

○地域整備観光課長（齊藤英夫君） それでは、村田議員の再質問にお答えをいたします。

まず、農業所得の増倍ということであつたわけですが、話のとおり中山間地域におきます農業所得については、国が言っているような大規模な集積とか、そういうものがないと考えております。これは中山間地域の特徴でもありまして、長瀨町も秩父郡市全体が中山間地域でございますが、その人・農地プランの計画の中で、県、国とも話をしてまして、中山間地域における農業についてどのようにしたらよいかという相談もしております。中山間地域に適した狭い農地でも収益が上がる農業。農業でも、ある程度の生活が営めるものの模索が必要であるということで話がありました。今後、農業を考えたとき、長瀨町のプランを観光農業と地産地消に位置づけをしたらどうかということで話をさせていただきまして、そのようなことで人・農地プランを考えていきたいと思っております。

また、集積、低収入というものがございしますが、集積につきましては、大規模な集積はもちろん不可能に近いものがありますので、小規模な集積を考えてまいりたいと思っております。

また、所得の収入の低下ということでございしますが、先ほどもありましたように、長瀨町の場合は観光農業ということをもまず考えて、狭いところでも、ある程度付加価値をつけた6次産業等も考えながら所得の向上に努めてまいればいいのかなどというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（野原武夫君） ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前10時23分

再開 午前10時35分

○議長（野原武夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

○議長（野原武夫君） 次に、3番、板谷定美君の質問を許します。

○3番（板谷定美君） まず、税務課長にお伺いしたいと思います。

トレーラーハウスの税金についてお伺いいたします。一般的にトレーラーハウスに固定資産税はかかりませんが、設置方法により建築物とみなされ、課税の対象になります。そこで、ことしの3月定例会でトレーラーハウスの設置方法を確認し対応してほしいと質問しましたが、その後の経過についてお伺いしたいと思います。よろしく願います。

○議長（野原武夫君） 税務課長。

○税務課長（林 宜子君） 板谷議員のご質問にお答えいたします。

ことしの3月定例会でご質問いただきましたトレーラーハウスの設置方法に伴う固定資産税の課税対応についての経過についてでございますが、トレーラーハウスは車輪を有する移動型住宅で、原動機を備えず、牽引車等により牽引されるものでございます。基礎工事を行い、トレーラーハウスを地面に定着させた場合やトレーラーハウスへの給排水や電気の供給、冷暖房設備等の設置が固定された配管、配線による場合には、建築基準法第2条第1号に規定する建築物とみなされ、課税の対象となります。しかし、配管や配線が簡単に取り外し可能であり、設置状況や移動の支障となる階段、ベランダ等が設けられているものの、本体と接続されず、随時かつ任意に移動可能であるものは建築物には該当いたしません。このような状態で事業等により使用する場合には、所有者から償却資産として申告され、課税の対象となります。いずれにいたしましても、設置方法により建築物であるか、償却資産に該当するものか、判断することにより、課税の対象が異なります。3月議会後、改めて調査を行いました結果、適切に対応しております。

以上でございます。

○議長（野原武夫君） 3番、板谷定美君。

○3番（板谷定美君） 今、税務課長のほうから適切に対応されているというようなことをお聞きしましたが、実際的には適切に対応されているかどうかというのは自分の目で確認されたのかどうかを一つお伺い

したいと思います。

また、長瀨町だけでなく、ほかの軽井沢だとか、所沢市だとかというところは条例によってそれを排除しているというようなこともお聞きしております。ただ、過去、もう何年もあそこの中でトレーラーハウスとして事業しているわけです。普通の仮設建物であれば、3カ月なら3カ月の猶予期間の中で基礎をつくりなさいという指導がございます。果たしてあれが実際にトレーラーハウスで、過去3年も動いていないことが、果たして車のついているトレーラーハウスだから固定資産税がかからないというのは、ちょっと法の抜け道を利用しているとしか考えられません。その辺あたりはやっぱり、あくまでも貪欲に、これからも税収が少なくなる中で税収徴収の目的の中でもやっていくべきかなというふうに思っております。

税だけではなくて、例えば国交省関係の建築指導課だとか、そういうところとよく相談してみて、やっぱり物は建築物だよという一つのものを認めさせることが一つの固定資産税につながるといいますので、その辺あたりも検討していただきたいと思います。この件につきましては、これで終わります。

続きまして、校庭の砂ぼこり対策について、教育長にお伺いしたいと思います。風が強い日は、中学校校庭の砂ぼこりが舞い上がり、洗濯物が干せないどころか、目をあけて外を歩くのも困難なほどです。乗用車も真っ白になるのを目の当たりにしております。

また、5月18日に開催された体育祭を見学したところ、砂ぼこりの舞い上がる中で競技が行われており、生徒の健康に対してもよくないと感じました。その砂ぼこりの現状について、町民が中学校へ連絡をしていると聞いておりますが、町ではどのような対策を考えているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（野原武夫君） 教育長。

○教育長（宮原利定君） 長瀨中学校の校庭は、以前から周辺住民より砂ぼこり対策の要望があったことから、平成12年度、正しくは平成13年の3月です。散水設備を設置して、環境整備を図っております。例年は年間を通して校庭の状況を見ながら散水し、特に風の強くなる秋から冬にかけての時期に多く散水しています。しかし、定期的に散水しても、天候により砂ぼこりが発生しますし、5月18日の体育祭当日は、朝に散水いたしましたが、長期間、雨が降っていなかった上に気温も上昇し夏日になったことから、すぐに乾いてしまったところに原因があると思います。校庭に水をまくのは一時的な対策ですが、恒久的な対策をするためには、校庭の芝生化や全天候型にする必要がありますし、予算を伴います。現状では、散水設備が整備されておりますので、有効に活用し、近隣住民にも配慮した校庭管理をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野原武夫君） 3番、板谷定美君。

○3番（板谷定美君） 散水設備、一つの問題、それをやればいいのかという一つの問題はないと思います。例えば日曜日、土曜日、学校が休みのとき、そのときにそういうような状況になったら、誰がどのような形で散水をするのか。そういうことも考えて、やっぱり恒久的なものは考えていくべきかなというふうに私は思います。行政の怠慢にならないような形で、しっかりと取り組んでいただきたいと思います。

以上です。



○議長（野原武夫君） 次に、6番、大島瑠美子君の質問を許します。

○6番（大島瑠美子君） 総務課長にお伺いします。

大雨による民家、農地の被害対策についてお聞きします。皆野町金沢で発生した地すべりの応急対策工事を埼玉県が行っていますが、まだ崩れるおそれのある箇所が見受けられます。地すべりの下流には、杉郷、中野上地区があり、梅雨や台風等による大雨で諏訪沢が氾濫し、大量の土砂等によって民家や農地に被害が出るのではないかと懸念しています。今後の見通しと対策について伺います。

○議長（野原武夫君） 総務課長。

○総務課長（福島 勉君） 埼玉県の皆野町大字金沢地内における盛り土崩落の対応状況等につきましては、本今朝、配付した資料のとおりでございますが、ご質問いただきました大雨による民家、農地の被害対策について、今後の見通しと対策につきましてお答えいたします。

盛り土崩落の概要につきましては、昨年12月の定例議会で資料提供を申し上げておるところでございますが、崩落の原因につきましては、調査の委託会社からの調査結果によりますと、盛り土のしめ固め不足、盛り土中の排水対策が不十分、伐採した枝等の処理がされていなかった、許可量を超える土砂の搬入が原因という報告がされたとのことでございます。

埼玉県は、昨年11月の事故発生直後から事業者を指導しており、また5月7日には森林法に基づく復旧命令を発令いたしました。着手期限を過ぎても工事に着手しなかったため、これから雨季を迎えるに当たり、新たな崩落や河川の氾濫などの災害を未然に防ぎ、県民の安心安全のため、去る5月29日に行政代執行法に基づき、緊急に代執行を実施したということでございます。

代執行の期間や代執行の内容でございますが、8月9日までの間で河川機能を回復させるため、河川からの土砂を取り除く工事や新たに崩落を起こす危険のある土砂を安定させるための工事などを行うということでございます。

なお、埼玉県の対応等につきましては新聞等で報道されたところではございますが、町といたしましては、諏訪沢下流域の中野上、杉郷区の皆様に崩落事故の原因調査結果や今後の埼玉県の対応などを区長回覧等でお知らせするとともに、町のホームページにも埼玉県の記者発表の情報をリンクさせていただいたところでございます。

なお、平成25年2月15日付で埼玉県知事あてに諏訪沢下流域の安全確保、各種環境測定の実施、原因の究明について、町長名でお願いしてあるところでございますが、今後とも埼玉県と連絡を密にし、関係地域の住民の皆様の安心安全のために対応してまいります。

以上でございます。

○議長（野原武夫君） 6番、大島瑠美子君。

○6番（大島瑠美子君） 5月24日締め切りで質問しましたけれども、5月30日、新聞発表がありました。それからまた、報道発表資料として5月29日、今の説明、よくわかったのですけれども、これから梅雨に入ります。8月9日まで県のほうで代執行するということなのですから、梅雨に入ったときに、先に中野上とか杉郷地区に土砂が流れ込むのがなるべく少なくするように、また町としましても県のほうに何回も何回も、なるべく期限までではなくて、代執行を行う期間をなるべく短くしていただいで、害がないようにしてほしいと思いますので、もう一度伺います。

○議長（野原武夫君） 総務課長。

○総務課長（福島 勉君） 再質問にお答えいたします。

昨年11月、12月のときの事故発生直後に、まず安全対策といたしまして、土砂が流れたときに下のほうにサイレン、回転灯がつくようなシステムは現在も残してございます。まずそれが1点と、あと、これから雨季に入りますので、その辺は県と密にこちらのほうもお願いしております、工期は8月9日となっておりますが、できるだけ早目に搬出、また土砂の盛り土部分の安定化を図るように、県のほうも事業者に依頼しておるところは聞いております。

以上でございます。

○議長（野原武夫君） 6番、大島瑠美子君。

○6番（大島瑠美子君） 続きまして、2の育英奨学資金貸与事業について、教育次長にお伺いしたいと思います。

当町で実施している育英奨学資金貸与事業ですが、平成25年度の貸与申請者の審査を実施した結果、全員貸与を受けることができたのでしょうか。また、返還金については規定どおり滞りなく返還されているのでしょうか、伺います。

○議長（野原武夫君） 教育次長。

○教育次長（若林 実君） 大島議員のご質問にお答えいたします。

平成25年度の育英奨学資金の新規分の申請者は、私立大学生1名で、4月18日の教育委員会定例会に議案提出いたしまして、審査の結果、貸与することに決定されましたので、4月分から貸与しております。

また、返還状況でございますが、奨学資金の返還は貸与の事実が終わりました年度の翌々年度から5年以内の期間であれば、年賦または月賦で、あるいは一括で全額を返還できることになっております。おおむね予定された計画どおりに返還されておりますが、一部に経済的理由から延滞になっている方がおります。平成24年度当初と比べますと若干の減となっておりますが、引き続き返還についての請求や相談を行いまして、延滞分を減らしていきたいと考えております。

以上でございます。

○6番（大島瑠美子君） よくわかりました。以上で終わります。

---

○議長（野原武夫君） 次に、9番、新井利朗君の質問を許します。

○9番（新井利朗君） 質問させていただきます。

国民健康保険税の資産割額について、税務課長にお尋ねいたします。国民健康保険税は、所得割額、資産割額、均等割額、平等割額の合算額です。その中で資産割額については、これとは別に固定資産税を支払っているのに、二重課税にならないかということでお伺いいたします。これは町民からの質問がありましたので、明確にお願いいたします。

○議長（野原武夫君） 税務課長。

○税務課長（林 宜子君） 新井議員のご質問にお答えいたします。

国民健康保険税の資産割額が二重課税にならないのかとのお質問でございますが、二重課税とは、同一の目的で同一の課税客体である収入や資産、取引等に税金を賦課することが二重課税に当たります。国民健康保険税の賦課につきましては、地方税法第703条の4及び長瀨町国民健康保険条例に基づき賦課しております。国民健康保険税の資産割額は、国民健康保険に必要な費用に充てる目的で国民健康保険加入

世帯に賦課する目的税でございます。固定資産税は町の行政サービスの費用に充てる目的で、固定資産の所有者に賦課している普通税でございますので、目的の異なる国民健康保険税の資産割額は二重課税に当たらないものでございます。

以上でございます。

○議長（野原武夫君） 9番、新井利朗君。

○9番（新井利朗君） 今、同一目的とか、同一客体とか、同一取引とかというふうなことでお話しいただきましたけれども、客体は同じではないですか。それで、土地、建物に関して資産割額というのが固定資産税額の40%ということで、同額ではないというのはわかりませんが、40%を充てているわけなのですけれども、目的税と普通税というか、そういう違いはあるというふうなこともありますけれども、分類すればそういうふうなことになるかもしれませんけれども、同じ客体に対しての課税であるというのとは間違いのない事実だと思うのです。

それと、確かに固定しているからつかみやすいものもあるのですけれども、実際には金融資産といいますが、そういうふうなものについては、利子に課税されたものが一部入ってくるかというぐらいのところでありまして、そういうふうなものについて国民健康保険税には該当してこないわけですね。これに言う固定資産でないですから。ですけれども、そういうふうなことから言ったらば、結局固定のものは持たないけれども、非常に金融的な資産をいっぱい持っているというふうなことであった場合には、国民健康保険税にかかってこないということが言えてしまうと思うのです。その辺のことについて、さらに言及して回答いただきたいのですけれども。

○議長（野原武夫君） 税務課長。

○税務課長（林 宜子君） 新井議員の再質問にお答えいたします。

国民健康保険税は、医療分、支援分、介護分の3つの部分から成り立っております。賦課方法につきましては、先ほど申し上げましたとおり地方税法第703条の4に規定されておりまして、所得割、資産割、被保険者均等割、世帯別平等割によって案分する4方式をとっております。この4方式でございますが、これは当町では長瀨町国民健康保険税条例第2条第2項で賦課方法を4方式と定めております。国民健康保険税の賦課方法につきましては、地域の実情に合わせまして市町村ごとに決定されております。国民健康保険運営審議会の答申に基づいて町の条例で決定され、4方式を採用しているものでございます。

先ほど固定資産税は40%を課税しているというお話でございました。まさに今年度の土地、家屋の固定資産税の税額に40%を掛けました金額が資産割額となっております。また、固定資産税の税率でございますが、これは1.4%でございます。

以上でございます。

○議長（野原武夫君） 9番、新井利朗君。

○9番（新井利朗君） 続いて、回答いただいているのですけれども、一つお聞きします。

確かに条例で決められている、また地方税法で決められているということでの回答で、すぐに動かせるものではないのですけれども、ここで言う資産割額の40%というのは、これも決まっていることなのか。それとも町で独自で少し変動できることなのか。その辺についてお聞きいたします。

○議長（野原武夫君） 税務課長。

○税務課長（林 宜子君） 新井議員の再質問にお答えいたします。

資産割額の40%を町で変更できるかというご質問でございますが、この割合につきましては、国民健康

保険運営協議会の中で協議をされまして、財政状況ですとか、医療費の支出バランスといったものを加味いたしまして、応益割、応能割ということで、税額につきましては検討をしているところでございます。税率、税額については、そういった財政事情等で変更も可能でございます。

以上でございます。

○議長（野原武夫君） 9番、新井利朗君。

○9番（新井利朗君） 変更も可能ということでもありますので、その運営協議会の中には、そういう声も上がってきているということで、しっかり審議していただきたいというふうに思います。よろしく願いいたします。

2番に参ります。太陽光発電設置用地に対する課税について、同じく税務課長にお尋ねいたします。休耕地や山林等に大規模な太陽光発電設備を設置した場合、その用地に対する固定資産税は増額すると思われれます。そこで、土地の有効活用を図る上でも、太陽光発電設備の設置を誘致する上でも、税負担の軽減を図る必要があると考えますが、いかがか、お伺いいたします。

○議長（野原武夫君） 税務課長。

○税務課長（林 宜子君） 新井議員のご質問にお答えいたします。

休耕地や山林等の土地の有効活用を図るため、太陽光発電設備の設置誘致に伴う税の負担軽減の必要性についてのご質問でございますが、畑や山林に太陽光発電を設置した場合、土地の課税は現況課税でございますので、雑種地課税となり、固定資産税も増額になります。現在、土地に係る税負担の特例適用は、地方税法第349条の3の2に規定される住宅用地に対する課税標準の特例等がございますが、太陽光発電設備の設置に伴う軽減の特例適用はございません。今後、税制改正等により税負担の特例措置が設けられました場合には適正に対応いたしますが、個人の収益事業に対しまして町独自で税の負担軽減を行うことにつきましては検討を要すると考えております。

以上でございます。

○議長（野原武夫君） 9番、新井利朗君。

○9番（新井利朗君） この軽減というのはいかなるけれども、その評価を変えることによって減額することはできる、可能なのではないかとということで、よその町村で検討を始めているところがあると聞きます。いわゆるいきなりその地域の雑種地扱いをして、即そのまま相当額を課税対象とするのではなくて、その設置方法等によって、ちょっと片づければ畑にまた戻しやすいというふうなことも加味したりして、農地なんかの場合には、評価額というか、それを低目に抑えて課税していきたい、課税が考えられるというふうな話をよその町村、町で聞きました。そういうふうなことで、国での改正がなくても、そういうふうな応用でできる道もあるかと思っておりますので、その辺の検討を、あった場合にはしていただきたい。設置業者からは、とにかくそういうふうなことをしていただかないと、地主もよくないし、結局設置者もよくないし、それから町もよくないというふうなことで、3者、なしい電力会社も。そういうふうな4者が生きていくためには、そういうふうな軽減できるものを軽減して行って、土地を遊休農地といいますか、そういうふうな休耕地といいますか、そういうふうなものを生かしていくというのがベストかなと思うのです。何か東松山市あたりでは3分の1ぐらいにしているというふうな話も聞きました。いろんな方法でそういうふうなことを考えているのかと思っておりますので、ぜひその検討をお願いしたいと思います。

あと、ちょっとこのところで直接でないのですけれども、今、隣町、皆野町では、古くなった建物を、リハビリといいますか、高齢者が使いやすくするためのリフォームをしたりとか、何かするについて、固

定資産税を3分の1ぐらいに減税しますよというふうなことが触れられていますけれども、長瀬町内では、そういうふうなリフォームとか何かについて少し応援する、そういうふうなことは検討されていますでしょうか。ちょっと離れてしまって申しわけないのですが、固定資産税に関係することなので、お答えいただけたらありがたいと思うのですが、お願いいたします。

○議長（野原武夫君） 税務課長。

○税務課長（林 宜子君） 新井議員の再質問にお答えいたします。

皆野町のほうではリフォームということで減税をされているということでございますけれども、長瀬町でもリフォームに関しましては、そういった制度がございますので、ご利用していただければと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（野原武夫君） 9番、新井利朗君。

○9番（新井利朗君） それでは、それをまたさらにリフォーム、あとバリアフリー化、そういうふうなことについて、より奨励をしていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

続いて、3番目、町行政12年間の総括について、町長にお伺いいたします。先ほども2番議員が質問したのと重複するようなことでありますけれども、提出した質問でありますので、そのまま質問させていただきます。

町長には、平成13年7月就任以来、3期12年間にわたり、町民が主役を政策の柱に掲げ、町財政の持ち直しを初め、埼玉国体3競技の実施、それから小中学校施設の耐震化工事など、多岐にわたる諸事業を実行しました。そこで、12年間の総括と今後に託す思いについてお伺いいたします。

○議長（野原武夫君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） 新井議員のご質問にお答えをいたします。

先ほど2番の村田議員からのご質問にお答えしたとおりでございますが、いずれにいたしましても、この評価だとか、そういうものにつきましては皆さんにお考えいただくか、評価をしていただくか、いただかないかということにつきましても、皆さんにやっていただく以外にない。私のほうから具体的にこういうことやったというのは、言葉としては控えさせていただきたいと思っております。

ただ、もし必要であれば、13年から25年の初めまでいろんなことにつきまして行いました事業だとか、問題だとか、その解決だとかというのが、結論が出ている部分につきましては、資料として用意してありますので、必要であればご配付をさせていただくことも可能かというふうに思います。いずれにいたしましても、7月の28日まで私の任期がございます。それまでは引き続き、微力ではございますが、住民のために頑張っ、住民の意向を聞きながら町政をやっていきたいというふうに考えております。

いずれにしても、ここで今ご質問の中でいろんなことを書いていただきました。これは一部でございますが、非常に大切な部分をお書きいただいたなというふうに思っております。これからも、まだ足りない部分につきましては、先ほど村田議員にもお話を申し上げましたように、地域整備観光課の課長を中心に、魅力あるまちづくり総合整備計画検討委員会というのを6日に立ち上げて、これは新しく町長に就任される方がどういうふうにお考えになるかによっても多少変わってくると思いますが、ご提案をいただく組織をつくりました。これは町が永久にあるわけでございますから、その中で上手に選択をし、町の将来構想に入れていただくなり、そういうことを外すなりしていただくのが新しい町長の考えでありますし、全くそれを使わないということも一つの選択肢である、そういうふうに考えております。いずれにしても町の将来のためによかれというふうに考えて準備をしたところでございますので、参考にお聞き取りをい

ただければありがたいと思います。

以上でございます。

○議長（野原武夫君） 9番、新井利朗君。

○9番（新井利朗君） 今、お答えの中で、12年間について諸事業についてのまとめがあるというふうなことで、配付も可能ということでありましたので、せっかくまとめたことでありましたら、少しさわりを発表していただきたい、それが私のほうの思いであります。ここに、きょう傍聴で大勢見えている方につきましても、本当にそういうことも聞きたいし、またこれからのまちづくりにもかかっているというふうな、立ち上げられた委員会の委員の人たちもきょうは傍聴に見えていますので、その辺のところも含めてお話しいただきたいのですが。

○議長（野原武夫君） 町長。

○町長（大澤芳夫君） お答えいたします。

資料としては持ち合わせているということでございますから、それは皆さんの希望があればということでお答え申し上げました。中身については、簡単に申し上げますと、いろいろなことがありました。これを申し上げ始めると、順番がついたり、上下がつくというようなことがありますので、できれば皆様、資料をごらんいただいておりますので、お考えいただくのがありがたい。ただ、私がやったことも、全てそれが、これで町民のためによしということではなくて、一つのきっかけにはなったと思います。しかし、これからいっぱい、いろいろな要望についてのことにつきまして、まだ手がつけていないことがいっぱいあるわけでございます。そういうことを含めて、先ほどの検討委員会というのを立ち上げ、きょうおいでいただいております区長会長が会長として会議を進めていただくことになりました。その辺も含めて、これからに期待をしたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（野原武夫君） 9番、新井利朗君。

○9番（新井利朗君） 12年間、非常に厳しい財政の中、担当し、それで結局、自分の給料を大幅に減らしてみたり、副町長職を置かないで一時期やってみたりということと同時に、いろんな改革に着手してもらってきたというふうに私は評価しています。そういうことで、自慢を聞きたいというわけではないのですが、本当に町長が胸を張ってやってくれたことをもう少し言っていただければ、なおよかったと思っただけですけれども、ぐっと腹にしまっているということでもありますので、後でまた資料を見せていただくとしたら、また自分で調べたことでもわかるのですけれども、すり合わせていきたい。また、今後のまちづくりがよりよくいきますように、町長にはなおかつこれからも応援していただきたいというのを思います。

今まで、ちょっと歴史を探ってみますと、戦後、3期12年間滞りなく務められた町長というのは不在でした。そういうふうな中であって、結局激動期、混乱期にあったにもかかわらず、大澤芳夫町長にはよくよく務めていただいて、町の財政の立て直し、また健全計画といいますが、健全財政化を図っていただけたというふうに評価させていただきます。12年間、まことにご苦労さまでした。あと1カ月、よろしくどうぞお願いいたします。ありがとうございました。

○議長（野原武夫君） 以上で通告のあった一般質問は全部終了いたしました。

これをもって町政に対する一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午前 11時14分

再開 午後 1時00分

○議長（野原武夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。



◎町長提出議案の報告及び一括上程

○議長（野原武夫君） 日程第4、町長提出議案の報告及び一括上程を行います。

今期定例会に町長から提出された議案は、議案第28号から議案第30号までの3件でございます。

議案はお手元にご配付してあるとおりでございます。個々の議案内容の報告は省略させていただきます。

各議案に対する提案理由、その他内容の説明等は、個々の議案が議題に供された際に求めることにいたしますので、ご承知おきいただきたいと思います。

それでは、これより日程に従って議事に入ります。



◎議案第28号の説明、質疑、討論、採決

○議長（野原武夫君） 日程第5、議案第28号 平成25年度長瀬町一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤芳夫君） 議案第28号 平成25年度長瀬町一般会計補正予算（第2号）の提案理由を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,627万2,000円を追加して、歳入歳出の総額を30億3,887万円にしようとするものであります。

補正内容は、歳入では国庫支出金及び町債の増額、県支出金の減額、歳出は老人福祉費、予防費、まちづくり推進費、教育委員会事務局費の増額のため、歳入歳出をそれぞれ増額する必要が生じたので、この案を提出するものであります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（野原武夫君） 議案の内容等について、総務課長の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（福島 勉君） 議案第28号 平成25年度長瀬町一般会計補正予算（第2号）につきましてご説明いたします。

まず、予算書の1ページをお開きください。第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,627万2,000円を追加して、歳入歳出それぞれ30億3,887万円とするもので

ございます。

次に、第2条の地方債の補正でございますが、恐れ入りますが、4、5ページをお開きください。第2表、地方債補正でございます。教育環境の改善として、第一小学校の教室等の照明を高効率型照明にしたため、教育施設等整備事業として新たに町債を起こし、限度額を1,170万円とするものでございます。

次に、補正予算の内容につきましてご説明いたします。10、11ページをごらんください。まず、歳入の補正の内容でございますが、第14款国庫支出金、第2項国庫補助金、第4目教育費国庫補助金の第1節学校費国庫補助金795万3,000円は、第一小学校大規模改造に対する補助金で、内示によるものでございます。

次に、第15款県支出金、第2項県補助金、第1目民生費県補助金、第8節老人福祉費県補助金234万9,000円は、介護保険サービス事業所にスプリンクラーを整備する事業に対する補助金で、これも内示によるものでございます。

次の第2目衛生費県補助金は、子宮頸がん等の予防接種が定期予防接種となり、予防ワクチン接種緊急促進事業が廃止されたため減額させていただくものでございます。

次に、第20款、第1項町債、第3目教育債、第1節学校施設整備事業債1,170万円は、先ほどもご説明いたしました地方債でございます。

第21款繰入金、第1項基金繰入金、第1目財政調整基金繰入金714万8,000円でございますが、歳出額との不足額を繰り入れるものでございます。

次に、歳出の補正の内容をご説明いたします。12、13ページをごらんください。第3款民生費、第1項社会福祉費、第2目老人福祉費の第19節負担金、補助及び交付金234万9,000円は、長瀨町地域密着型サービス等施設整備事業補助金としてスプリンクラーを整備する認知症高齢者グループホームへの補助金で、全額、県の補助金を受けて行うものでございます。

次に、第4款衛生費、第4項公衆衛生費、第1項予防費14万9,000円は、予防接種法の改正により、子宮頸がん、ヒブ、小児用肺炎球菌の予防接種が定期接種となったため財源組み替えをさせていただくとともに、対象者の見直しを行ったものでございます。

次に、第8款土木費、第1項道路橋梁費、第4目まちづくり推進費、第11節の需用費の光熱水費は、旧雇用促進住宅野上宿舍の外灯及び通路灯を防犯対策上、点灯させておりますが、その電気料となっております。

次に、第10款教育費、第1項教育総務費、第2目事務局費の第13節の委託料52万5,000円と、第15節の工事請負費2,310万円でございますが、第一小学校は耐震補強工事や大規模改造は完了しておりますが、室内の照明はまだ改造されていないため、国の交付金を活用して、教室等の照明を高効率型照明、いわゆるLED型照明に改造するためのものでございます。

以上が今回補正をさせていただきます予算案の概要でございます。よろしくご審議いただき、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（野原武夫君） これより本案に対する質疑に入ります。

2番、村田徹也君。

○2番（村田徹也君） 予算額どうこうではないのですけれども、第一小学校のほうにLED電灯というのは、電気ですか、ということで2,310万円というふうな予算、歳出するわけですよね。総務課長、そうですね。そのときに、要するに今まで使用していた電灯、電球、そういう関係、それは全て廃棄になるのですか。それとも、そういうものなら町民が欲しいというふうなことに、無償貸与というか、



そんなふうなこと、そんな面倒くさいことはしないのかどうか、ちょっとお伺いしたいと思います。もし有効利用できるのならということで。

○議長（野原武夫君） 教育次長。

○教育次長（若林 実君） ご質問にお答えをいたします。

今回の設計におきまして、既存の照明については処分ということで設計を見る予定でございます。

○議長（野原武夫君） 2番、村田徹也君。

○2番（村田徹也君） 今の点について町当局のほうにということで、そんなふうなものについて、例えばいろいろあるかと思うのです。そういう今まで使っていたものをかえるというふうなことについて、例えばロッカーなんかは廃棄するとか、そういう廃棄にもお金がかかったりすると思うのですが、そういうのを広報か回覧等で回して、もしも町民がそれを使いたいというふうなことにできるならば、そんなふうなこともいいのかなと。使えるものがあるか、わからないのですけれども、私なんか、この電球は、まだうちではLEDになっていないのだけれども、使えそうだから使いたいとか、そんなふうなこと。そういう要望もあるということを入れておいていただければと思います。

以上です。

○議長（野原武夫君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野原武夫君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野原武夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第28号 平成25年度長瀬町一般会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野原武夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第28号は原案のとおり可決されました。



### ◎議案第29号の説明、質疑、討論、採決

○議長（野原武夫君） 日程第6、議案第29号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤芳夫君） 議案第29号 工事請負契約の締結についての提案理由を申し上げます。

長瀬町高齢者・障害者共生施設建設工事の請負契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、この案を提出するものであります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（野原武夫君） 議案の内容等について、健康福祉課長の説明を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（中畝健一君） 議案第29号 工事請負契約の締結についてご説明申し上げます。

長瀨町高齢者・障害者共生施設建設工事につきましては、長瀨地内の旧清流苑跡地を活用し、新たに高齢者の交流や介護予防の促進、また障害者の生きがいや就労の支援を目的とした施設を整備しようとする事業で、特定財源として、平成24年度地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金の交付決定を受け、平成25年3月の定例会の際に補正予算として建設費8,190万円をお認めいただきました。建築基準法のがけ地規制などの調整に不測の時間を要し、年度内に完成することができなかつたため、繰り越しをさせていただいているところです。本工事につきましては、去る5月22日に入札が執行され、相手方などが特定されましたので、議案を提出させていただくものでございます。それでは、議案をごらんください。

1、工事名、長瀨町高齢者・障害者共生施設建設工事。

2、施工箇所、埼玉県秩父郡長瀨町大字長瀨地内。

3、履行期間、契約の日から平成26年1月31日まで。

4、請負金額、7,589万4,000円で、この額は消費税を含む額となっております。

5、請負業者、埼玉県大里郡寄居町大字寄居266番地1、寄居建設株式会社、代表取締役高田徹でございます。事業内容でございますが、整備箇所及び面積ですけれども、建築の規模につきましては、敷地面積が884.23平方メートル、建築面積が284.26平方メートル、構造につきましては木造平家建てを予定しております。

以上が工事請負契約の締結についての議案の内容でございます。

よろしくご審議をいただき、ご議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（野原武夫君） これより本案に対する質疑に入ります。

2番、村田徹也君。

○2番（村田徹也君） 先ほど全員協議会の場で施設に対する説明をしていただいたわけですが、まず2点質問させていただきます。

1点目、これは仕方ないことだとは思いますが、物をつくる場合には何に使うか、誰が使うか、どういうふうにするか、それがあって初めて建物ができるということだと思っております。この施設、高齢者・障害者共生施設ということになっております。当然これは障害者団体の方とも協議を重ねられているのだと思いますが、特に作業所になっていますよね。作業所で、業者かもしれないし、個人かもしれない、NPOかもしれないという状況ですよね。まだ決まっていないと。どんな作業をするか、決まっていないところで建物ができる。手順が違うのではないかなと。それを言っても、もうこういうふうに進んでいきますから仕方ないと思うのですが、私も個人的には多分健康福祉課のほうへお伺いして、早く業者さんなり受ける人を設定していただいたほうがいいのか。その人の意向で多少設計変更もできるような状況で進めたほうがいいのか。これは言ってみれば当たり前だと思うのです。使うのをだれが使う。どうに使う。ただ、今のところ、1人当たり3.3平方メートルは確保しましたよと。では、作業室Bについては、平面で何もありませんよと。ところが、それを受けた人が、でき上がってから、ここはやはり水道も引いたほうが、ガスも引いたほうがいいのかということになると、そこをまた、新しくできたものをいじるような形になるのではないかなと思っております。だから、それだとやはり使う人のということになってくるのですか、早く業者なり、やってくれるという人を選定して、その、できれば設計変更を進めてやったほうがいいのか。

特に、前も申し上げましたけれども、障害を持った方々ということは、我々健常者と全く同じで、会社で仕事をするのとはまた違ふと。途中で投げ出して外へ飛び出してしまふとか、そういう安全面の配慮とか、そんなふうなことも考えて、もしかして庭側に出入り口をつくったほうがいいのではないかと、そういう要望があれば、それが玄関を回ってではなくて、道路へ出ないでということもできるのではないかなと思いますので、それを早急にやっていただきたい。つくって、せっかく有効なことを町でやるのに、採算が合わないとか、いろんな理由でこれが先へ進まなくなったというふうなことでは、せっかくの事業が台なしになるということが見込まれるので、その点。

もう一点は、やはり建築物の煙突みたいなのが2つありますが、これもし採光目的であれば、見た目はいいけれども、個人の住宅でもそうですが、出っ張りが多いと、やはりそれだけ傷むということが考えられる。後で補修しなければということも考えられる。ただ、採光だけとは換気だけのためであったらば、換気扇をつけるとか、採光は屋根にガラス面をつけるとか、そんなふうなことで予算を削減できるのではないかなと思います。今、9,309万4,000円かかっているというふうなことなのですが、そういうことをやるとさらにかかってしまうということであれば多少考え直さなければかなと思うのですけれども、今の2点についてよろしくをお願いします。

○議長（野原武夫君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（中畝健一君） それでは、村田議員のご質問にお答えいたします。

作業所の作業スペースをどう確保するかというふうなご質問になるかと思ひます。設計する段階での考え方としまして、作業内容がまだ未確定の状況にあるというのは承知しております。このため、できるだけフロアを大きく、ワンフロアで確保して、幾つかの作業が可能なような考え方で設計を進めさせていただいております。

また、安全面の配慮のご質問もありましたが、この点につきましては、福祉のまちづくり条例が定められておりまして、入り口については2カ所、2方向に避難できるようにというふうな指示がありましたので、予定としましては、玄関が1カ所、作業所のところに1カ所、とりあえず2カ所設ける予定であります。

天井の明かり取り、排気筒の件につきましてはの説明をさせていただきます。建物の中央部に2カ所ばかり明かり取りを設ける予定になっております。ご指摘のとおり多少普通の屋根よりも高い位置に設けることになっておりますけれども、これについては設計士さんのお考えもあるということもありますし、もう一点は、今の構造上、屋根の突起部分を計算しての構造計算等をしておると思ひます。変更できるかどうかについては、設計した設計士さんとも相談してみないと、ちょっとここではお話しできないのですけれども、ご要望があったということで承りたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

○議長（野原武夫君） 2番、村田徹也君。

○2番（村田徹也君） ということで、一応作業所を担当してくれるところを、いつごろを目安に考えているのか。例えば工期が終わってしまつてからになりそうだとか、そのところ1点。

あとは、先ほどの煙突部分については、可能性としては、場合によっては、なくて済む。安価で済めばということ。その可能性もあるということでお聞きしたということですのでよろしいわけですね。そこについてお願いします。

○議長（野原武夫君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（中畝健一君） それでは、村田議員の再質問にお答えいたします。

共生施設の受託する場合の指定管理の受託業者を受け入れるスケジュールですけれども、あくまでも担当内で調整しているスケジュールについて申し上げたいと思います。今のところ、9月の中ほどから募集をかけたいというふうに考えています。その後、現地説明会ですとか、質問事項を受けまして、正式には11月あたりに申請を受け付けをしたいというふうに考えております。その後、選定委員会等開きまして、指定の管理者の決定につきましては議会でお認めいただく必要がありますので、ことしの12月あたりを予定している状況です。

以上でございます。

○議長（野原武夫君） 5番、関口雅敬君。

○5番（関口雅敬君） それでは、何点か質問をさせていただきます。

今、2番議員の質問と少々ダブるところはありますが、施設の建設工事後の使用者の内容規模と当事者の使用規模をどうに考えているのか。先ほど全員協議会でも、私はこの質問をさせてもらいました。現在の今出ている、この絵を描いてもらっているわけですけれども、現在の設計どおりで作り方はいいかどうか。障害者の作業所にするということで、今の2番議員と同じことになるのですけれども、後から追加工事が出るおそれがあるので、はっきりと使用者を決定してからつくらないと、そういう追加工事が出るのではないのかというのを先ほど全員協議会で質問しましたので、ここではっきり、会議録にも残りますので、お答えをいただきたいと思います。

それから、先ほどの説明の中で、設計業者が昨日入札で決定したと。そういう順序で進んでいるようなこの工事、大丈夫なのかどうか。今、2番議員が、煙突の光をとればどうかという話をしましたが、設計業者がきのう決まって、ここにもう絵が描いてあって、すぐでも工事を進めていく。その追加工事のおそれを私は一番心配しています。それが、まず大きな施設に関しての仕様状況と、これでいいのか。

それから、もう一点は、入札の業者が8社中5社が辞退、この理由を教えてくださいたいと思います。

それから、施設の設計にはコンサルタント業務がついているのか、ついていないのかも、はっきりお答えをお願いしたいと思います。

○議長（野原武夫君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（中畝健一君） それでは、関口議員のご質問にお答えいたします。

指定管理を受託する場合の規模についてのご質問が一番最初かと思われます。この建物につきましては、就労支援の作業所のB型が取得できるような仕様となっております。その仕様の要件としましては、受け入れ人数が20人ということになっておりますので、そのように今、進めているところです。

続きまして、指定管理の管理者を決めてから建設工事に入ったほうがよからうというふうなご指摘をいただいたのが2点目だと思います。担当としましては、建物を建てまして、その建物を見ていただいて、指定管理を受けていただくかどうかという手順が妥当というふうに考えまして、今回のスケジュールを立てさせていただいたということです。

追加工事のおそれがあるご指摘ですけれども、建設工事、本体工事につきましては、特に今のところ変更を行う考えはございません。

建設工事に伴いますコンサルタント料が含まれているかどうかのご質問ですけれども、これにつきましては、建築工事、本体工事の監理の委託料を計上させていただきまして、過日、監理を委託していただく業者さんを決めております。この方に進行管理、工事の設計監理をしていただいておりますので、そのことの内容でしたら、コンサルタント料は含まれているというふうに考えております。

それと、入札の際の辞退の理由についてのご質問ですけれども、これについては私どもでお答えするべきでないと思います。

〔何事か言う人あり〕

○健康福祉課長（中畝健一君） 入札を執行しました担当の総務課長から答弁させていただきます。

○議長（野原武夫君） 総務課長。

○総務課長（福島 勉君） 関口議員の入札の執行関連のご質問に関しましてお答え申し上げます。

今回の入札につきましては、4月26日に業者のほうに通知申し上げ、5月22日に入札を執行したところでございます。その間に8社のうち5社から辞退の届け出がございました。主な内容等につきましては、現在、日本経済の再生に向けて、いわゆる三本の矢の成長戦略、民間投資等の関係で、各業者さん等が官民間問わず工事を抱えているというような状況も伺っております。仮に受注した場合、技術者の確保等が難しいというような業者さんが辞退したというようなことが推測されるところでございます。

以上でございます。

○議長（野原武夫君） 5番、関口雅敬君。

○5番（関口雅敬君） では、今の入札の件については、8社中5社が辞退との理由は、そういう請負ができないという話で、残った3社でやった結果が寄居建設だという、私も今解釈、よくわかりました。

施設の建物の問題で、以前に観光情報館を建てるときに、わけがわからないで私も、もう本当に課長がかわいそうだったので、建てて、オーケーを出すほうに私もやってやりました、その当時は。それがあったので、今回ちょっと厳しく質問をさせてもらうのは、今回、障害者の作業施設所、だから私は予算をとるときにも障害者のためになるのだったらお使いいただくのがいいだろうということで、私は質問もいろいろ差し控えました。だけれども、この建物をつくるのに当たり、そういった障害者に対する、例えば配慮が私は欠けているように見えるのです。この広さで土俵をつくったから、この土俵に乗れる業者が来てやればいいというように聞こえるのです。

それと、先ほど全員協議会でも質問させてもらいましたけれども、ここに設計図が載ってきて、設計業者がきのう決まったと。入札があったと、先ほど。これは私と1対1で言った話ではないから、きのう入札があって、この業者が決定したという話、出ましたよね。出たのですよ。だから、そんなのだったら、まだやらなくてもいいと私は思うのですけれども、いかがですか。

○議長（野原武夫君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（中畝健一君） それでは、関口議員のご質問にお答えいたします。

今回の建設工事に伴います入札の時期の確認ですけれども、5月22日に本体工事の入札を行いまして、この建設工事に伴います監理業務につきましては6月5日の日に入札を行っております。

以上でございます。

○議長（野原武夫君） 副町長。

○副町長（平 健司君） 1点だけ、関口議員のご質問の補足をさせていただきます。

設計業務委託につきましては、前年度の多分秋口、ちょっと日にち、今わからないのですけれども、設計業務委託につきましては、24年度の9月、10月あたりに設計業務の委託をしております。その設計ができて、その設計を入札にかけた後、今度は設計に基づいた施工監理委託というのをやるのですけれども、職員、一級建築士いませんから。その施工監理を任せたのが6月5日ということで、設計そのものは大分前に委託しておりますので、きのう、きょうの設計という話ではありませんので、それだけ回答させ

ていただきます。

○議長（野原武夫君） 5番、関口雅敬君。

○5番（関口雅敬君） それでは、3回目の質問なので、これで私の質問回数終わるので。

そうすると、コンサルタント業務が設計についているということは、この建物をつくってやるときに、追加工事は出ないということでもいいわけですよ。コンサルタント業務がちゃんと入っているのだから、追加工事は絶対出ないというのが、私は当たり前なのだと思うのです。この前の学校の大規模改造、耐震後に、これは寄居建設が両方ともとった工事に追加工事が2つ出ている。それも、ちゃんとコンサルタント業務がついていて、壁のひび割れが後で見つかったから追加工事だという理由だったと私は覚えています。そういうことがあるので、今回、この設計業者が設計した土俵に合う障害者の団体が入ってきて、作業場を運営して使用するという順序でいくのだということなので、追加工事は出てこないということで、ここでいいわけですよ、健康福祉課長。最後なので、はっきり答えておいてください。

○議長（野原武夫君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（中畝健一君） それでは、関口議員のご質問にお答えいたします。

共生施設の建設工事に伴います、本体工事に伴います変更があるか、ないかというご質問だと思いますけれども、今のところ変更を行う予定はありません。

以上です。

○議長（野原武夫君） 5番、関口雅敬君。

○5番（関口雅敬君） 今のところ変更はないという言い方をされると、私たちもここで、議会で、これから可決をするか、否決をするかという話になっていくので、今のところはありませんという表現でいくのなら、私も、障害者のためだけれども、これから先、変更があるかもしれないという話でいけば、賛成はできないので、もう一度、済みませんが、もうその答弁で私は自分の腹決めますから、よろしく。

○議長（野原武夫君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（中畝健一君） それでは、関口議員のご質問にお答えいたします。

共生施設の建設工事に伴います変更のご質問だと思います。説明が不足していたところがあるかと思いますが、担当としましては、今回予定されています設計の内容でそのまま進めたいというふうに考えております。よろしく願いいたします。

○議長（野原武夫君） 副町長。

○副町長（平 健司君） 関口議員のまた補足をさせていただきますけれども、変更があるかどうか。現時点ありません。ただ、先ほど出た第一小学校だとか、そういうところの見えないところを改修する場合には、当初の設計と違ってくる部分というのが多々あると思います。今回新築ですから、地中はちょっとわかりませんが、表に建つ建築物というのですか、これについては変更がないものと思います。

○議長（野原武夫君） 7番、齊藤實君。

○7番（齊藤 實君） 今いろいろ意見が出ているわけですが、これは何が原因だったのかなと、考えてほしいのは、これ、実は事前説明がないからこういうことなのです。我々はいつも蚊帳の外で、こういうものは実は議運に出ていたもので、急に出てきたので、これは内容がわからないから、それで全員協議会をしてくださいって、今回やったわけです。だから、事前説明というのはやらなければだめなのです。これだけの額ですよ。1億近い金を使うのに、何人かでわあっとやって決まって、これを認めなさい、これないでしょう。だから、使用状態だとか、皆さんが疑問に思うわけです。それで、今までいろんなことやって、

必ず追加補正が出ているわけです。そういうものもやはりあるから、この中の内容、設計図の内容、全てをもっとオープンにしてほしいのです。だから、そこで入札制度もここで問題になるわけです。やはり入札制度も、皆さんがわかるような公開でやるべきなのではないでしょうか。

私は、今度火葬場なんかも、先ほど申し上げましたけれども、秩父市あたりでもプロポーザル選定というところでやっていますよね。知っていますか。副町長、知っている、プロポーザル方式というのを。要するに公開で入札するの。

〔何事か言う人あり〕

○7番（齊藤 實君） それを今回やっているわけです。秩父の市役所の建てかえもそうです。そういうふうに入札制度そのものを変える必要もあるのです、この町としても。やはりちょっと金額が違うのです。200万、300万ではないのです。1億近い金が動くわけでしょう。これ税金ですよ。それをやはり町民も納得するような入札制度にしないと、いつも出てくるのが結果だけ報告。それで、議会には認めなさい。それでは議会要らないですよ。やはり話し合うというのは、話し合う場がないわけです。ところが、さっき町長がちょこっと申し上げてくれた、委員会でもつくってこの中で議論しなさいよというのもしっかりあります。そんなことは今始まったことではない。前からやる必要があったのです。議会にはこういうことしてください、それでこういうものについて検討してください、そういうものがないから、小委員会でも何でもいいから。そういうもの全然ないで、ある一部で、悪いけれども、ある執行部だけで決めて、それを議会のほうに、これやりなさいという、いつもそうなのです。私は十何年お世話になっても、こういうことなのです。全てが今までがそうだから、今回は私はこれはちょっとおかしいのではないかというのがあるわけです。

だから、関口議員がおっしゃったように、これ否決してもいいのですよ、今回は。その中でまた再度やればいいというような気もします。中途半端な。副町長だってそうだ。今だって、あるかもしれませんよ。ぐらいな話ではないのですよ。だめなんだ、そんなことでは。ないものはないと言わなければ。それでは認めるわけにいかないのだよ。また追加が出るかもしれない。補正が出るかもしれない。

〔「補正はないですよ」と言う人あり〕

○7番（齊藤 實君） だから、それをはっきり言明してくださいよ。

〔「絶対ないと言えないって言っているんです……」と言う人あり〕

○7番（齊藤 實君） だから、言ってくださいよ。

〔「言っているじゃないですか……」と言う人あり〕

○7番（齊藤 實君） だから、ないって。いろんな意味で。では、いいですよ。入札制度を見直すとか、それについてこれからどうするか、教えてください。

○議長（野原武夫君） 総務課長。

○総務課長（福島 勉君） 齊藤議員のご質問ですけれども、入札制度の公開というお話だったかと思えます。現在、入札制度につきましては、基本はあくまで一般競争入札。今、指名競争入札というのが町ではほとんど行われていますが、会場を設けて入札というか、見積書と申しますか、入れていただいていますけれども、公平性をより一層増し、事務の合理化とかを図るために電子入札というのを今年度中には進める予定で、現在準備を進めております。

また、プロポーザルとか提案型と申しますのは、例えば新しい建築物等をつくる際にいろんな意見を取り入れて、いろんな設計業者等の町に合った施設をつくる場合に提案してもらおう形かと思えますので、ま

たそういう施設をつくることがあった場合、単純に入札というだけではなくて、公開型のそういう公募制等も取り入れていけると思っております。

以上でございます。

○議長（野原武夫君） 7番、齊藤實君。

○7番（齊藤 實君） 公平性ということからいくと、やはり提案制度、その中でやっていくのがいいかな。議会が金が少ないからいいやではなくて、やっぱりある程度の金額になると、そういうものをちゃんとしないと、やっぱり透明性がないことになるのです。やはりその辺をきちっとした中で今後やっていただくことを期待します。それで、追加補正はないということであれば、私はこれらに賛成をいたします。

以上です。

○議長（野原武夫君） ほかに質疑はございませんか。

9番、新井利朗君。

○9番（新井利朗君） 先ほど来から熱心にいろいろと設計について見直してはどうかというようなこと、見直さないでいけというふうなものであったりしているところでもありますけれども、今、要は高齢者並びに障害者の共生施設として、長瀨町では初めてのものができようとしているわけでもあります。この配付されました図面を見ていきましても、とんがりがちちょっと余計というふうな見方もあるかもしれませんが、一つの目安になったりしていく部分もあるし、いわゆるそれが採光性があり、また換気口というか、換気性ができるということであれば、夏なんかの場合は、昔の建物では、よく屋根の上にもう一つ棟があって、そこのところをちょっとあけることによって風が下から上に抜けるというふうなこと。今回建てるところにつきましても、ちょうど川に面したところでもありますので、川風が入って、川側のちょっと戸があいて、そこからずっと上に抜けていって、余り電気を使わないで省エネ的にできるものになっていると思うのです。そういうふうなことから、設計変更すれば、設計変更したなりの費用もかかるといいますし、その余分なことをかけるよりも、もうこういうふうなこと、ずっと、先ほど副町長から説明がありまして、去年の9月、10月ごろからいろいろとこういうものつくろう、こういうふうにいこうということで重ねてこられて、そして設計図ができ上がって、設計図を確かに見せられたのは先日の7日でもありますけれども、その話としては、予算づけのほうは議会には逐次諮られてきているわけでもあります。そういう中から来たわけですので、こういうふうなものを今度みんなができるのを非常に楽しみにしていると思うので、ぜひ愛称を早くに募集して、できればマスコット人形みたいなものを募集して、障害者とか高齢者が親しんで通えるような、そういうふうなものをひとつ募集を考えてもらいたいということで、健康福祉課長、いかがでしょうか。

○議長（野原武夫君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（中畝健一君） それでは、新井議員のご質問にお答えいたします。

正式名称はこれから決められるというふうに考えておりますけれども、今の時点での名称を高齢者・障害者共生施設というふうなことで呼んでおりますけれども、その名称ですと、どうもかたいようなイメージもありますので、先ほどご提案いただきました愛称が設けられればというふうなことのご提案ですので、担当としては検討してまいりたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（野原武夫君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野原武夫君） これをもって質疑を終結いたします。



お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議あり」と言う人あり〕

○議長（野原武夫君） ご異議がありますので、これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論を許します。

5番、関口雅敬君。

○5番（関口雅敬君） 私が一番心配しているのは、追加工事が出るか、出ないかというところから、お話をしております。その裏には、障害者のための施設をつくるのであれば、その障害者が使いやすい施設をつくって、作業所をつくってあげなければならない。大事な税金、これだけのお金を使ってやるのだから、そういう観点から、私はこの設計工事のやり方については反対をしたいと思います。

○議長（野原武夫君） 次に、賛成討論を許します。

9番、新井利朗君。

○9番（新井利朗君） 先ほどもちょっと申し上げましたけれども、とにかく高齢者並びに障害者がともに過ごしていくのに大変楽しみな施設ができようとしているわけでありまして、場所的にも景勝地でもありますけれども、逆に言うと非常に使用が限られている、使用面積が限られている。そのところに本当に工夫した状態で、ちょっと変形ですけれども、建物が建てられて、そしていけるかというふうに思います。ですから、限られた面積であり、限られた建坪であり、限られた費用ということから考えていけば、これは大変楽しみな、皆、喜んでくれる施設になるというふうな思いがいたします。そういう上から、早急に皆さんに賛成していただいて、早期完成を目指していただきたい。そのことで賛成討論といたします。

○議長（野原武夫君） ほかに討論はございませんか。

2番、村田徹也君。

○2番（村田徹也君） 私は、こういうものができるということについては賛成なのですが、やはりこの建物、本当に障害者、障害を持つ人たちがここで作業するというところについて、出発点である、これ木造建築であると。非常にお金がかかっているというふうなこと。莫大なお金をかけるということで、これが始まっているのですよね、設計の段階で。さっきもとんがり屋根が、新井議員は景観的にも環境にもいいと。確かにそういうのであれば、そういう作業であれば、これはやむを得ないと思うのですが、そのところがまだ決まっていない。どんな作業をやるか、決まっていないというところで、実際問題、始まってみたら、作業室Bについては、また手を入れなければですとか、そういうことになったりということが非常に懸念されて、今段階ではもう少し練ったほうがいいのではないかなというのがあります。

以上です。

○議長（野原武夫君） 次に、賛成討論を許します。賛成討論ございませんか。

〔「反対」と言う人あり〕

○議長（野原武夫君） 反対討論。

7番、齊藤實君。

○7番（齊藤 實君） 今、村田議員から出たことと同時に、2番議員と5番議員と一緒にございまして、内容等がちゃんと、もっとはっきりした作業、いろんなつくり方の問題、また非常に曖昧な説明があったようなので、この辺についてはとても認めるわけにいきませんので、私は反対いたします。

○議長（野原武夫君） ほかに討論はございませんか。

1 番、岩田務君。

○1 番（岩田 務君） 1 番、岩田です。

私は今の状態では賛成なのですが、先ほどからもいろいろ意見が出ている中で、入札制度についてとか、そういったことは今後変えていったりとか、あとは設計についても、もう少し私たちの意見、もちろん住民の意見を取り入れることができるのであれば、そういった方法を何か考えて、次回からそういったことをしていただくのがいいのかなと思います。

また、補正についてですけれども、先ほどから何度もおっしゃられるとおり、確かに新築の部分というのは、新車を買うようで、新車が金額が違ったという、それは怒りますけれども、その部分に関しては特にはないということですし、地面の部分はどのくらい調査しているか、わかりませんが、そういった中で基礎とか、そういうのをもう一度よく調べていただくのも必要なかなとは思いますが、その辺もある程度は調べていただいて、もちろんやられていると思います。ですので、今回はここまで、もうできているものですので、再度というよりは、もちろん請負金額が、例えば1,000万円以上はそういうのを、もっと意見をちゃんと取り入れていくとか、そういう決まりをつくっていただいて、次回から変更していきなり検討していただければと思います。

ですので、こちらの件に関しましては、私は今回は賛成です。

○議長（野原武夫君） ほかに討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野原武夫君） これをもって討論を終結いたします。

これより議案第29号 工事請負契約の締結についてを採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（野原武夫君） 起立多数。

よって、議案第29号は可決されました。



### ◎議案第30号の説明、採決

○議長（野原武夫君） 日程第7、議案第30号 長瀨町監査委員の選任についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、新井利朗君の退席を求めます。

〔9 番 新井利朗君退席〕

○議長（野原武夫君） 提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤芳夫君） 議案第30号 長瀨町監査委員の選任についての提案理由を申し上げます。

長瀨町監査委員野原武夫氏が平成25年5月31日付で退職されましたので、後任として新井利朗氏を選任することについて、議会の同意を得たいので、地方自治法第196条第1項の規定によりこの案を提出するものであります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（野原武夫君） お諮りいたします。

本案は人事案件でございますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○議長（野原武夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、質疑、討論を省略し、これより議案第30号 長瀨町監査委員の選任についてを採決いたします。  
本案を原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○議長（野原武夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第30号は原案のとおり同意されました。

ここで、退席しております新井利朗君の出席を求めます。

〔9番 新井利朗君入場〕

○議長（野原武夫君） 長瀨町監査委員の選任については、同意することに決定されましたので、告知します。



#### ◎発議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野原武夫君） 日程第8、発議案第4号 TPP（環太平洋戦略的経済連携協定）交渉参加に反対する意見書を議題といたします。

事務局に発議案の朗読をいたさせます。

〔事務局長朗読〕

○議長（野原武夫君） 発議案の趣旨説明を村田徹也君に求めます。

○2番（村田徹也君） それでは、ただいま事務局に朗読していただいた内容について、私のほうで補足説明させていただきます。

TPP参加交渉に参加することにつき、現在、環太平洋諸国11カ国が協定締結しているが、GDPで見ると、アメリカ合衆国が7割を占め、日本が参加すると、その2割を占める。したがって、他の10カ国で1割ということになる。参加することにより消費者は輸入品が安く買える。輸出を伸ばせる企業があるなどのメリットがある。反面、デメリットを考えると、農林水産業に大打撃を与える。食品安全基準が緩くなるおそれがある。医療の質の低下が見込まれる。デフレの進行による失業率の上昇などが考えられる。これらを勘案し、日本の今まで築いてきた国や社会の仕組み、あるいは基準などが一変し、日本独自の文化が破壊されてしまうと考えられる。

FTA、自由貿易協定では、一部品目を除外することができる。しかし、TPPは例外を認めない厳しい協定である。特に心配される点について、医療面では、混合診療解禁による高額な保険外診療の拡大、コスト削減による医療の質の低下、所得格差による診療格差。農業面で見ると、殺虫剤、農薬基準値の緩和、遺伝子組み換えの食品の流入など、食の安全の確保が問題となる。また、あらゆる機会での自由化が進み、雇用の機会が失われ、デフレが進み、労働賃金が低下し、失業率が増加するという懸念が生じる。さらに、国や地方自治体が行う規制に対し、海外企業による損害賠償訴訟が認められることが問題である。これはアメリカと韓国とのFTAについて、もう事前に実際問題となっている。

なお、このTPP交渉参加反対には1,167万人もの署名が提出され、国会議員全員の50.6%に当たる365名から反対または反対に賛成するという賛同が表明されている。そして、全国の地方自治体の8割がTPPに反対もしくは慎重の姿勢を示している。

日本は輸出比率17.4%の国で、日本経済を牽引するのは内需と考えられる。韓国では輸出比率が54.8%となっている。日本とは大きな違いがある。

以上のようなことから、生活、安全、文化を自国で決めていけるためにも、TPP交渉に参加しないよう強く求めるためにこの意見書を長滞町議会として提出することを要望いたします。

○議長（野原武夫君） これより本案に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野原武夫君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野原武夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、討論を省略し、これより発議案第4号 TPP（環太平洋戦略的経済連携協定）交渉参加に反対する意見書を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（野原武夫君） 起立多数。

よって、発議案第4号は可決されました。



#### ◎議会運営委員会の閉会中の継続調査の件

○議長（野原武夫君） 日程第9、議会運営委員会の閉会中の継続調査の件を議題といたします。

会議規則第74条の規定により、お手元にご配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野原武夫君） ご異議なしと認めます。

従って、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。



#### ◎閉会について

○議長（野原武夫君） お諮りいたします。

本定例会の会議に付された事件は、全て終了いたしました。

会期日程はまだ残っておりますが、本日をもって閉会とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野原武夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、本日をもって平成25年第4回定例会を閉会とすることに決定いたしました。



### ◎町長挨拶

○議長（野原武夫君） 閉会に当たり、町長より挨拶のため発言を求められておりますので、ここで挨拶を許します。

町長。

○町長（大澤芳夫君） 定例会の終了に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

今議会では、補正予算案など3件の重要案件につきまして慎重なご審議をいただき、いずれも原案のとおりご議決を得ることができました。まことにありがとうございました。これらの審議の過程で出てまいりましたご意見、ご提案につきましては、十分これを検討し、前向きに対応してまいりたいと存じます。

私ごとになりますが、来月の28日をもって3期目の任期を全うすることになります。大変皆さんにはお世話になりながら、町の運営を12年間させていただきました。思い起こしてみますと、非常にあっという間の12年間だったな、そんな思いを今ここに持っております。皆さんのお力をお借りしたり、おしかりをいただいたり、いろんなことが思い浮かびます。そういう中で、この小さな町をいかに気持ちよい、そして住みよい町にするかということにつきましても、私の力不足と申しますが、そういうことから皆さんの期待に沿うようなことができなかった。そのことにつきましては心からおわびを申し上げますが、しかし、私も住民の一人として、皆さんとともにまちおこしをこれからも支えていければいいなというふうに思っております。

皆さんのこれからのご活躍を心からご祈念申し上げ、この町の発展を希望しながら、閉会の言葉といたします。長い間、ありがとうございました。お世話になりました。



### ◎閉会の宣告

○議長（野原武夫君） 以上をもちまして、平成25年第4回長瀬町議会定例会を閉会いたします。

大変お疲れさまでございました。

閉会 午後2時12分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成25年 9月 5日

議 長 野 原 武 夫

署 名 議 員 齊 藤 實

署 名 議 員 新 井 利 朗

署 名 議 員 大 澤 夕 幸 江